

平成28年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成28年12月7日～8日

場 所 第3委員会室

平成28年12月7日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第4号 平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)

○議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第9号 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

○議案第10号 工事請負契約の締結について

○議案第18号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

○議案第19号 平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)

○議案第20号 平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)

○議案第21号 平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)

○議案第24号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・平成28年度各事業の上半期の状況について

・緑のダム造成事業記念植樹祭について

・酒谷発電所の運転状況および見学会について

・平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について

- ・児湯地区の県立高等学校の再編統合について
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・「私を変えた先生との出会い」エピソードについて
- ・第71回国民体育大会「2016希望郷いわて国体」の結果について
- ・2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備について(中間報告)

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		緒	嶋	雅晃
委員		中	野	廣明
委員		高	橋	透
委員		有	岡	浩一
委員		濱	砂	守

欠席委員(なし)

委員外議員(3人)

議員		松	村	悟郎
議員		後	藤	哲朗
議員		日	高	博之

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	野	口	泰
警務部長	新	島	健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	廣	澤	康介
生活安全部長	鬼	塚	博美
刑事部長	西		福一
交通部長	金	井	嘉郁
警備部長	片	岡	秀司
警務部参事官兼 会計課長	時	任	和博

警務部参事官兼
警務課長
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長
総務課長
少年課長
生活環境課長
交通規制課長
運転免許課長

長 友 信 明
黒 木 義 彦
児 島 孝 思
宮 川 博 文
重 山 勝 則
中 嶋 信 行
首 藤 昌 良

教職員課長
生涯学習課長
スポーツ振興課長
文化財課長
人権同和教育室長
図書館長
美術館副館長
総合博物館長
西都原考古博物館長
埋蔵文化財
センター所長

西 田 幸 一 郎
恵 利 修 二
古 木 克 浩
向 井 大 蔵
米 村 公 俊
福 田 裕 幸
四 位 久 光
長 友 重 俊
田 方 浩 二
谷 口 武 範

企業局

企業局長
副局長
(総括)
副局長
(技術)
総務課長
経営企画監
工務課長
開発企画監
電気課長
施設管理課長
総合制御課長

凶 師 雄 一
梅 原 裕 二
白 賀 宏 之
松 田 広 一
森 本 誠 二
新 穂 伸 一
上 石 浩
喜 田 勝 彦
平 松 信 一
新 見 剛 介

事務局職員出席者

議事課主幹 木下節子
政策調査課主幹 西久保耕史

教育委員会

教育長
教育次長
(総括)
教育次長
(教育政策担当)
教育次長
(教育振興担当)
総務課長
財務福利課長
学校政策課長
学校支援監
特別支援教育室長

四 本 孝
片 寄 元 道
川 越 良 一
坂 元 巖
亀 澤 保 彦
大 西 敏 夫
飯 干 賢
金 子 文 雄
川 越 浩 司

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第24号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第1項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答でありますので、参考にお配りをいたしております。よろしいですか。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

まず、新しく当委員会に選任されました委員を御紹介いたします。

西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。

当委員会は、7名となりまして、新しい体制となります。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、今回、当委員会に付託をされました議案等について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。本日もよろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め委員の皆様には、平素から警察業務全般にわたりまして、深い御理解と御支援を賜っておりますことに改めて厚く御礼申し上げます。

師走を迎えまして、金融機関等を対象とした強盗事件や、年始の初詣等でによる雑踏事故を初めとする各種事件・事故の発生が懸念されるところであります。

警察といたしましては、県民の皆様が安心して新年を迎えられますよう、年末特別警戒や初日の出暴走取り締まり等を実施してまいりたいと考えております。

なお、昨日、都城で交通死亡事故が発生しておりますけれども、本日、交通事故多発警報を発令して、さらなる取り締まりの強化に努めるところでございます。

本日御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、次の5件であります。

議案としまして、警察関係使用料及び手数料

徴収条例の一部を改正する条例について、それから、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例について、それから、えびの警察署建設工事請負契約の締結について、そして、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

報告としましては、損害賠償額を定めたことについてであります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○渡辺委員長 警察本部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○金井交通部長 交通部からでございます。

交通部からは、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料1並びにカラー刷りのパンフレットを準備しておりますので、それを参考としていただいて、説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

これは、来年3月12日から施行されます道路交通法の改正に伴うものでございまして、大きな柱として、大きな2つの点がございます。

1点目は、運転免許の種類に関する規定の改正、もう1点は、高齢運転者対策の推進を図るための規定の改正に関するものでございます。

1点目の運転免許の種類に関する規定につきましては、新たに準中型、——聞きなれない言葉と思っておりますけれども、準中型免許が新設されまして、これに伴う試験手数料、取得時講習、技能検定員等に対する審査手数料が改正されたものであります。

2点目の高齢運転者対策の推進につきましては、高齢者講習制度の改正、臨時認知機能検査、臨時高齢者講習制度の新設に伴いまして、各種講習手数料が改正・新設されたものであります。

それでは、個別に概略を説明させていただきます。

初めに、準中型免許の新設であります。

まず、新設の経緯につきましては、トラック輸送業界の労働力の確保というのが大きなものであります。

近年、輸送に伴う品質向上等を図るために、保冷設備が付きました車両が増加したことによりまして、車両総重量が5トンを超えてしまいまして、中型免許でなければ乗れないという状況が発生しました。現行法では、高校を卒業した後、二十歳を超えて普通免許取得後2年を経過した後でなければ免許が取れないというようなことがございまして、中型免許を受験できないために、物流業界の労働力確保が困難になってきているというところの要望が多かったものということになります。

改正後は、18歳から普通免許がなくても受験できますので、準中型、この車の運転をしっかり回すことができるということになってまいります。

それともう一つは、交通事故の抑止ということでもあります。

やはり大きな車を運転すると事故が起きますので、3.5トン以上5トン未満の1万台当たりの死亡事故件数が、3.5トン未満、小さい車と比較しまして1.5倍ぐらいになっておりますので、これを削減するためにも、限定的な免許に限って小さな車、活動しやすい車の免許をとということで、設定されたものであります。

それでは、準中型免許に関する試験手数料の

関係でございます。

全体的に申しますと、車両の購入価格を基準に手数料を算出している関係上、改正案は、現行よりも大型、中型と比較しまして、準中型の価格は安くなっていることから、試験車の使用料が減額される所所でありまして、それにより、手数料も350円減額となっている所所でありまして。

技能検査につきましては、事務手続が増加されている関係上、人件費で400円増額。しかし、試験車の使用手数料が350円減額されることから、差し引きで50円の減額となるものであります。

再試験並びに初心運転者講習につきましては、準中型の新設につきまます新たな規定で、期限失効や、技能検査合格者、指定自動車学校卒業者の学科試験手数料の変更についてはございません。

また、技能検定員や教習指導員の審査、これは、いわゆる指定自動車学校の先生になるための資格審査でございますが、これも、先ほど申しましたとおり、価格が安いために減額されておるところであります。

次に、高齢者講習について説明させていただきます。

まず、高齢者講習の改正の背景につきましては、75歳以上の高齢運転者による交通事故の増加ということで、これらの交通死亡事故の約半数が、認知機能の低下が原因という可能性が高いことによります。現在、全国的にも、これが大きな問題となっている所所でもございます。

本県におきましても、昨年発生した交通死亡事故において、75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、全体の約2割と、依然高い比率を占めている所所でありまして。75歳以上の高齢運

転者対策は、喫緊の課題となっているところであります。

高齢運転者の今回の改正の点につきましては、大きく分けますと3点になります。

まず、1点目は、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習の新設でございます。

75歳以上の高齢運転者の方が、認知機能の低下により起こしやすいとされます信号無視、一時停止違反、一方通行の逆走など、政令で定める18類型の一定の違反をした場合など、臨時的認知機能検査を受けていただくこととなっております。

この判定結果が、前回の判定結果より低下された方や認知症のおそれがあると判定された方は、臨時の高齢者講習を受講していただくというものでございます。

この臨時認知機能検査につきましては、現在も更新時に行っております認知機能検査と同じ内容で、手数料も同じ650円を予定しているところであります。

臨時高齢者講習につきましては、2時間の5,650円となる予定であります。

また、小型特殊自動車、いわゆる農耕用の小型トラクターやコンバインといった車種の限定された免許保有者につきましては、1時間2,400円となる予定であります。

次に、2点目は、認知機能検査の結果に応じた高齢者講習の実施です。

先ほど言いましたとおり、更新前に認知機能検査を受検していただいております。その結果が、検査の点数によりまして、1分類から3分類までの判定が分かれておりますが、現在はその結果であれ、同じ内容の講習を受講していただいているところでございます。

しかし、今回の改正後につきましては、認知

機能検査の結果により、後日受講する高齢者講習の時間、内容、手数料が変わるものであります。

検査結果が認知症に関しまして、問題ないとされる第3分類の判定の場合は、70から74歳までの方と同じ2時間の4,650円の合理化講習を受けていただくこととなります。

現行の講習よりも時間が短縮されておりますことから、講習手数料も減額されているところであります。

逆に、認知機能の低下や認知症のおそれがあるとされる第2分類、第1分類とされた場合につきましては、3時間の7,550円の高度化講習を受けていただくということとなります。

現行の講習よりも時間が長くなりまして、講習項目も、新たに運転技能の結果等を指導する項目が追加されておりますことから、増額されておるというところであります。

また、小型特殊自動車のみの免許保有者につきましては、第3分類の場合、1時間2,000円と時間が短くなり、減額されておるところであります。

第2分類、第1分類の場合、2時間4,300円と、時間延長並びに講習内容に個別指導が新設されることから、増額を予定しているところであります。

最後に、3点目につきましては、認知症のおそれのある場合の診断書の提出ということでございます。

認知症のおそれがあるとされるいわゆる第1分類と判定された場合につきましては、認知症に係る医師の診断書提出が義務化されることとなります。

提出された診断書の内容によりまして、今後の免許継続の可否を判断することとなりますが、

認知症と診断された場合には、免許の取り消しまたは停止の処分の対象となります。

改正される高齢者講習では、受講される高齢者も、みずからの経験等を発言する双方向講義や、お互いが話し合うということになりますけれども、実際に運転する実車指導の結果映像を見ながら学習する個別指導、これなどによりまして、講習内容も大きく刷新されているところがあります。

この法律の改正に向けまして、県の医師会、関係機関・団体等と協力しまして、諸準備を鋭意進めているところであります。

この間、いろんな面がございましてけれども、高齢者の事故防止に向けた3月12日の改正に向けて、対応してるところでございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○鬼塚生活安全部長 それでは、私のほうから、議案第9号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をさせていただきます。

本議案につきましては、お手元の平成28年11月定例県議会提出議案の43ページから46ページにかけて掲載をさせていただいておりますが、改正の詳細につきましては、引き続きお手元に配付しておりますこの委員会資料のA4版の資料2とA3版の資料2の1で説明をさせていただきます。

まず、資料2をごらんいただきたいと思います。

最初に、1の条例制定の経緯についてであります。

現行の、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例は、県民の皆様の安全で平穏な生活を保持することを目的として、平成12年4

月1日に施行されたもので、卑わいな行為、粗暴行為、客引き行為等、つきまとい行為等の4つの禁止行為と、それに違反した場合の罰則を規定しております。

このうち、客引き行為等と罰則につきましては、平成21年の一部改正を行い、当時、繁華街で横行していた悪質な客引き行為の規制を強化するとともに、卑わいな行為、つきまとい行為等についての罰則強化を図り、罰金を20万から50万に引き上げ、平成22年4月1日に施行いたしております。

次に、2の改正目的についてであります。

今回の改正は、現条例で規制をしている4つの禁止行為のうち、卑わいな行為、粗暴行為、つきまとい行為等について規制を拡充または新たに規制することにより、県民のさらなる安全で平穏な生活を保持しようとするものであります。

次に、3の改正の概要についてであります。

これからは、A3版の添付資料2の1をもとに御説明をさせていただきます。

資料の2段目以下が、改正の概要となっております。改正の概要については、矢印を挟んで左側が現条例の概要、右側が改正後の概要となっております。

右側に、参考としまして、今回の改正する条文に関する罰則と、全国の迷惑防止条例の制定状況を記載しております。

今回は、改正の概要に記載してありますとおり、条例名の改正のほか、規制の内容の改正として、卑わいな行為(第2条関係)、粗暴な行為(第3条関係)、つきまとい行為等(第5条関係)について改正するものであります。

まず、条例名の改正についてであります。

今回、条例名を「公衆に著しい迷惑をかける

行為の防止に関する条例」から、「宮崎県迷惑行為防止条例」に改正にするものであります。

改正の理由は、今回の改正が不特定多数の公衆のみならず、特定の人に対する迷惑行為の規制を強化する規定が含まれていること、さらには、より県民の皆様にわかりやすい条例名とするためでございます。

なお、条例名から「公衆」という文言を削除したことに伴いまして、第1条の目的で、「公衆に著しい迷惑をかける行為を防止し」を「人に著しく迷惑をかける行為を防止し」と改正をいたしております。

そのほか、平仮名で表記してあります「しゅう恥」の「しゅう」を漢字の「羞」に改正しておりますが、これは、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法、いわゆるDV防止法等に合わせたものでございます。

二重線でアンダーラインを引いた部分が、今回改正した部分であります。

次に、改正内容の概要についてであります。

その1点目は、卑わいな行為（第2条関係）についてであります。

現条例では、「何人も、公共の場所又は公共の乗り物において、人に対し、卑わいで不安、困惑若しくは嫌悪、または著しいしゅう恥を覚えさせるような言動をしてはならない」という規定になっております。

本条例の制定趣旨は、公共の場所や公共の乗り物における卑わいな言動を規制することにより、県民の平穏な生活環境を保持しようとするものでございます。

現在、道路、公園、広場、駅などの公共の場所や、電車、路線バス、船舶、航空機などの公共の乗り物におけるいわゆる痴漢行為、スカート内ののぞき見行為やいわゆる盗撮行為につい

ては、この第2条によって取り締まりを行っております。

しかし、点線で四角に囲んでおりますように、現条例では規制対象場所が公共の場所または公共の乗り物に限定されているために、例えば、社員が使用する会社の事務所や、生徒や教師等の学校関係者が使用する学校の教室のような特定の者が使用する場所におけるのぞき見や盗撮行為については取り締まることができませんでした。

また、公衆便所の個室、会社や学校などの更衣室についても、公共の場所でないため、公衆便所の個室で下半身裸となって用便中の人の姿や、学校や会社などの更衣室で、下着姿で着がえをしている人の姿をのぞき見たり盗撮する行為であっても、現条例では取り締まることができませんでした。

そこで、今回の改正で、現条例を3項に分け、第1項で痴漢行為とその他卑わいな言動、第2項で公共の場所、公共の乗り物その他公衆の目に触れるような場所におけるのぞき見、盗撮行為、そして、第3項で、公衆便所や公衆浴場、更衣室等で衣服等を脱いだ状態の人の姿をのぞき見、盗撮する行為を規制いたします。

各項の規制内容について申し上げますと、第1項は現行条例と同様に、公共の場所または公共の乗り物において、正当な理由がないのに、人に対し、不安等または著しい羞恥を覚えさせるような方法で行われる①の痴漢行為と、②のその他卑わいな言動を禁止するものであります。

痴漢行為とは、刑法に定める強制わいせつに至らない、例えば、衣服の上から胸やお尻などを触る行為で、その他の卑わいな言動とは、スカートをめくり上げるとか、耳元で卑わいな言葉をささやくなどの行為をいいます。

第2項は、公共の場所、公共の乗り物、その他の公衆の目に触れるような場所において、正当な理由がないのに、人に対し不安等または著しい羞恥を覚えさせるような方法で行われる、①の人の通常衣服等で隠されている下着や身体をのぞき見し、または映像を記録する機能を有する写真機等で撮影する行為、②の下着や身体をのぞき見、盗撮する目的で写真機等を人に向け、または設置する行為を規制するものであります。

公共の場所、公共の乗り物の規定は、現条例と変わりませんが、その他の公衆の目に触れる場所を新たに規定することにより、現状では取り締まることができなかった会社の事務所や学校の教室などでのスカート内などをのぞき見、盗撮する行為、そして、盗撮目的で写真機等を人に向け、または設置する行為を取り締まることが可能となります。

第3項は、正当な理由がないのに、公衆便所、公衆浴場、公衆が利用することができる更衣室、その他の公衆が、通常衣服等の全部または一部をつけない状態にいるような場所において、人に対し不安等または著しい羞恥を覚えさせるような方法で、①の当該状態にある人の姿態をのぞき見し、または写真機等で撮影する行為、②の盗撮する目的で写真機等を人の身体に向け、または設置する行為を規制するものでございます。

この3項を規定することにより、現条例では取り締まることができなかった公衆便所の個室で用便中の人の姿や、会社や学校などの更衣室で、衣服を脱いで更衣中の人の姿をのぞき見、盗撮する行為、盗撮する目的で写真機等を人に向け、または設置する行為を取り締まることが可能となります。

次に、2点目の粗暴行為（第3条関係）についてであります。

現条例では、「何人も公共の場所、又は公共の乗り物において多数でうろつき、たむろして、人に対し言いがかりをつけること、すごむこと、その他不安等を覚えさせるような言動をしてはならない」と規定しております。

本条の制定趣旨は、公共の場所、公共の乗り物における人の生命、身体の安全を確保するとともに、行動の自由を保護し、県民生活の平穏を保持しようとするもので、不良グループが繁華街や電車内などでたむろして人に言いがかりをつけたり、すごむ行為が規制の対象となります。

しかし、点線で四角に囲んでありますように、現行条例では、道路などの公共の場所等において、銃砲刀剣類所持等取締法、いわゆる銃刀法で規制できない刃物などを通行人に見せつけながら持ち歩く行為や、多数の人が集まっているお祭り会場などで爆竹を鳴らすなどして、その場を混乱させるような危険な行為については、取り締まることができませんでした。

そこで、今回の改正では、この第3条に第2項と第3項を加え、これらの行為を規制するものでございます。

第2項は、正当な理由がないのに、公共の場所または公共の乗り物において、銃刀法が適用できない短い刃物や鉄棒、木刀、その他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、人に不安等を覚えさせるような方法で携帯する行為を規制するものでございます。

公共の場所や、公共の乗り物で、刃物や鉄棒などを通行人に見せつけ、振り回すなど、人に不安等を覚えさせるような方法で携帯する行為が、公共の場所における平穏を著しく害するも

のであることから、そのような行為を規制して、公共の場所等の平穏保持をとというものでございます。

なお、正当な理由がなく、刃体の長さが6センチメートルを超えるなど、銃刀法に違反する刃物の携帯につきましては、同銃刀法で取り締まることとなります。

第3項は、正当な理由がないのに、祭礼、興行、その他の娯乐的催し物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、または助長するような行為を規制するものでございます。

これは、娯乐的催し物に際し、人が多数集まっている公共の場所で、人を押しのけたり爆竹を鳴らすなどの行為が、不測の人為的災害、すなわち雑踏事故につながる可能性が高い危険な行為であることから、このような行為を規制して、その場にいる人の安全を確保しようというものでございます。

次は、3点目のつきまとい行為等（第5条）についてであります。

現条例では、第1号で、特定の者に対し、待ち伏せ、追従、住居等に押しかけて言いがかりをつけたり、すごんだりして執拗につきまとい、面談を求める行為を規制しております。

さらに、第2号で、電話または文書により、虚偽もしくは粗野で不安等を覚えさせるような事項または卑わいで著しい羞恥を覚えさせるような事項を執拗に告げることを規制しております。

本条の制定趣旨は、不安等を覚えさせるような執拗なつきまとい行為を規制しまして、被害者の安全確保と安心感を醸成し、ひいては県民生活の平穏を保持しようというものでございま

す。

本条例につきましては、平成12年の施行当時、ストーカー行為が社会問題として大きく取り上げられており、ストーカー規制法に先んじて、現条例に盛り込んで制定・施行されたものでございます。

その後、平成12年11月24日に、ストーカー規制法が施行となり、恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的でなされる、特定の者や親族等の密接関係者に対するつきまとい行為等については同法を適用し、恋愛感情やそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情はない場合のつきまとい行為については、条例を適用してまいりました。

また、ストーカー行為の事案につきましては、電子メールの連続送信行為が取り締まりの対象にならないことが問題となり、平成25年に同法が改正され、電子メールの連続送信行為が規制の対象となりました。

そこで、今回の改正条例では、本条のつきまとい行為等の規制対象行為を、現行のストーカー規制法のつきまとい行為等と同様に8類型に整理をしまして、点線で四角に囲んでありますような、現行条例で規制することができない無言電話や拒否された後の電子メールの連続送信行為と、現行のストーカー規制法では規制はありませんが、通信手段として広く普及をしておりますLINEやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNS等の電気通信を利用して、拒否された後も、メッセージを連続して送信する行為を規制の対象とするものであります。

8類型について申し上げますと、①がつきまとい、待ち伏せ、住居等への押しかけ等、②が

行動監視の告知等、③が面会等の義務のない行為の要求、④が著しく粗野または乱暴な言動、⑤が無言電話、拒まれたにもかかわらず、連続電話及び電子メールSNS等の電気通信による連続送信行為等、⑥が汚物等の送付等、⑦が名誉を害する事項の告知等、⑧が性的羞恥心を害する事項の告知等となっております。

⑤のSNS等の電気通信については、改正条例では、「電子メールその他これに類する電気通信の送信をすること」と規定しております。

また、ストーカー規制法では、つきまとい行為等を反復することが要件でございますが、条例では、8種類の行為を「執ようにまたは反復してはならない」と規定しております。

この「執ように」については、ストーカー規制法に規定がないものでありますが、「執ように」とは、複数繰り返す「反復して」とは異なり、1回の行為でも頑固に自分の意思を通そうとすること、しつこいことございまして、現条例でも規制をされておりますので、つきまとい行為等をより厳格に取り締まるためにも残しております。

なお、ストーカー規制法につきましては、昨日の国会におきまして、つきまとい行為等に、「相手方の住居等の付近をみだりにうろつく行為」や、電子メールの連続送信行為に、「SNS等の電気通信を利用してメッセージを連続送信する行為」を加えるなどした、規制対象行為が拡大等された改正ストーカー規制法が成立しましたので、今後、必要な手続を経て施行することとなるということでございます。

次に、改正の効果でございます。

A4版の資料2にお戻りいただきたいと思っております。

4で、改正の効果として5点を挙げさせてい

たきました。

1点目が、条例名を簡潔にすることにより、県民の皆様へのさらなる周知が図られるということでございます。

2点目が、規制対象となる迷惑行為を例示して、明示することにより、犯行を企図している者への抑止効果が期待されるということでございます。

3点目が、第2条で、のぞき見、盗撮の規制対象場所を拡充することにより、県民の皆様の平穏な生活環境がさらに保護されるということでございます。

4点目につきましては、第3条の規定で、人に不安等を覚えさせる凶器の携帯を規制するとともに、雑踏事故など不測の人為的災害発生を未然防止することにより、公共の場所または公共の乗り物における県民の平穏と安全を確保できるというものでございます。

最後の5点目は、第5条において、つきまとい行為等の規制を整理・拡充をしまして、さらなる被害者の安全の確保と不安感を解消するというところでございます。

次に、5の施行予定についてでございます。

今回の議会で議決いただいた場合につきましては、県民の皆様への周知を図るために、施行日は来年の4月1日を予定しております。

最後になりますが、条例が改正された場合は、今まで以上に県民の安全で平穏な生活の保持に資することができる反面、規制の対象行為が広がることとなりますので、条例を適正に運用し、人権を不当に侵害することのないよう、実際に取り締りに当たる警察官に対する指導教養を徹底してまいります。

また、県民の皆様に対しましては、ポスターやリーフレット、また、マスコミ等を通じての

周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○新島警務部長 それでは、平成28年11月定例県議会提出の議案第10号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

提出議案書では47ページとなりますが、お手元の配付資料3、えびの警察署庁舎建設主体工事の請負契約の締結についてに基づきまして御説明いたします。

これは、えびの警察署庁舎建設整備事業において、庁舎の建設に係る主体工事の予定価格が5億円以上の工事となりますことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、番号1の工事の概要であります。

新庁舎の建設地は、えびの市大字原田、敷地面積は約5,420平方メートルになります。

庁舎の構造・規模は、鉄筋コンクリート造の3階建て、延べ床面積は約2,045平方メートル、各階の主な部屋の配置につきましては、(5)の表に記載のとおり、1階が署長室、警務係、地域交通課、会計係など、2階が刑事生活安全課、留置施設など、3階が講堂、柔剣道場、警備係などとなっております。

次に、番号2の工事請負契約の概要についてであります。

契約金額は4億9,842万円、契約の相手方は、都城市の吉原建設株式会社、工期につきましては、本議案が承認されますと、議決日に本契約が成立しますので、本年12月13日から平成29年11月17日までとなります。

次に、番号3は、現えびの警察署と新庁舎の建設地との位置関係であります。

新庁舎は、現在地から南に約300メートル離れ

た地点となります。

次のページ、裏面でございますけれども、番号4は、建設する建物と駐車場の配置図であります。

ごらんとおり、駐車場につきましては、広くとっておりまして、災害時に応援部隊を受け入れるための十分なスペースを確保するとともに、高齢運転者のために前進で駐車し、そのまま前進で発進する高齢者専用の駐車枠を2台分確保しております。

最後になりますが、番号5は、新庁舎の完成イメージ図を示しております。

以上で、工事の請負契約締結についての説明を終わります。

続きまして、議案第11号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

なお、警察本部では給与会計に伴う補正のみで、議案第1号に係る補正はございません。

お手元の議案書の平成28年11月定例県議会提出議案、議案第18号から第25号の4ページから5ページをごらんください。よろしいでしょうか。

議案書の4ページの(款)警察費、5ページの(項)警察管理費、補正額1億3,518万3,000円でございます。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正でございまして、給与改定に伴い必要となります人件費の所要額を計上しております。

主な補正内容につきましては、給料部分が平均0.12%、勤勉手当が0.1カ月分の引き上げとなっております。

この結果、警察本部の11月補正後の予算額は、273億6,388万6,000円となります。

以上であります。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。執行部の議案についての説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** えびの警察署、これは、例えば災害、増水とか、そこら辺は何か考慮されてるんですか。

○**新島警務部長** そもそもえびの警察署を建てかえることになった経緯と申しますのは、現在、当県におきましては、13の警察署がございますが、まず、東日本大震災を受けてということもありまして、耐震工事、耐震構造をまず考えました。

残念ながら、えびの警察署につきましては、耐震工事が不可能ということで、建て直しとなっております。

そういうことも踏まえまして、いわゆる災害に強い、警察署が災害によって崩れてしまっただけは、県民の安全・安心を確保できませんので、そういった観点から、この位置にこのような形で建設させていただく予定でございます。

○**時任会計課長** ただいま警務部長から報告があったとおりでありますけれども、少し詳しく御説明させていただきますと、主な大規模災害に関する対策でありますけれども、1つ目は建築基準法により、建物の強度を表す指標として、耐震等級度を定めておりますが、震度6から震度7程度の地震に耐え得るとされる一般建築物の基準レベルを1とした場合に、えびの警察署は、一般建築物の基準の1.25倍とするなど、地震に強い建物とすることとしております。

2つ目は、先ほども説明がありましたとおり、来客用や職員駐車場につきまして、有事の際には派遣部隊が活動できるような十分な駐車場ス

ペースを確保することとしております。

3つ目は、庁舎内に複数の会議室を設置して、有事の際には災害警備本部として活用することとしております。

4つ目は、非常用発電設備を屋上に設置するとともに、3日間程度の停電にも対応できる燃料槽を設置することとしております。

5つ目は、電気や通信設備の引き込みの2系統化を図りまして、有事の際のライフラインの確保をすることとしております。

そのほか、災害警備対策用の装備資機材や非常食等を保管する倉庫も設置することとしております。

○**高橋委員** 資料1の手数料の条例改正の関係で。高齢者講習で認知症の疑いがあった場合に、医師から診断書の提出義務化で、先ほど、「取り消しまたは停止」とおっしゃったんですね。その程度によって分かれるのか、もうちょっとそこら辺を教えていただくとありがたい。

○**金井交通部長** そのとおりでございます。程度によって分かれているということでありまして。医師の診断によって、回復の見込みがあれば、一時的に停止をして、また許可すると。ただ、回復の見込みがないという場合には、取り消しが妥当ということになっております。

ですから、病気の程度、これによって停止か取り消しかという、医師の診断によって対応が異なってくるというものであります。

○**高橋委員** 回復の見込みというのは、医師が診断書に書いてるんですね。それで確認して、取り消しか停止かを決めるんですか。

○**金井交通部長** そのとおりでございます。私たちは判断できませんので、医師の判断によって対応するのが妥当というふうに考えておるところであります。

○高橋委員 引き続き、迷惑行為の条例の改正ですけど。まず、定義の問題で、いわゆる卑わいな行為の内容の改正で、現状では規制できない行為というところで、いわゆる公共の場所以外の場所、これと下の丸ってというのは別物ですか。公衆というのと公共というのは、私、学校も公共の場だがなというふうに捉えるんですけど。

○鬼塚生活安全部長 そのこのところが、非常にわかりにくかったところがありまして、今回、改正をさせていただいたわけです。現条例でいくと、先ほども御説明はしたんですけど、公共の場所、公共の乗り物というのは、不特定多数の者がいる場所または利用する乗り物ということでございまして、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、例えば学校というのは、生徒とか教師とか、そういう特定の者が利用する場所ですから、学校行事をされてる場合、学校の通常の授業をしてる場合については、これは、公共の場所には当たらない。

ただ、学園祭等で、一般多数の人が自由に入ることができる場合は、公共の場所に当たるという解釈がございまして、そのこのところを、例えばバスも、路線バスは公共の乗り物なんですけれども、貸し切りバスになると、これは、公共の乗り物ではなくなる。そこら辺のことがございまして、今回、改正をさせていただくと。

○高橋委員 公衆便所は。

○鬼塚生活安全部長 公衆便所も同じ解釈でございまして、公衆といつつも、入ってるところは一つの個人が使う、個人が入ってるというところで、公衆が使うんだけど、個人だということもございまして、例示的にさせていただきました。

○高橋委員 わかりました。ややこしいんです

ね。

その横、第2項の①「人の通常衣服等で隠されている下着」。この逆の立場というか、例えば、下着で歩く人がおるじゃないですか。そういったところも、これに係ってくるんでしょうか。これは、見る人のいわゆる規制じゃないですか。普通、通常は下着を隠してるわけですね。それでこれは、下着を見る行為をする人を規制する条例ですよ。逆に、下着で歩く人が中にはいたりして、そういう人はどうなるんですか。

○鬼塚生活安全部長 例えば、明らかにわいせつな形であれば、刑法の公然わいせつもあるでしょうし、また、その他の法律があれば、またそれを適用する形になります。あくまでもこれは、のぞき見るといことと撮影をするといことの規制でございまして。

○高橋委員 わかりました。

最後にしますが、資料2に戻って、改正の効果というところで、(5)、ここが大事じゃないかなと私は思って聞いてたんですが。いわゆるつきまとい行為等で、通報だけでは解決できないですよ。よくありましたですよ、いろんな相談とか通報とかして、なかなか犯人を特定っていいですか、検挙できなくて、結果的に最悪になったこともニュースで流されてましたけれど。ここに「さらなる被害者の安全確保と不安を解消する」ということで、どういうふうにはここは理解したらいいんでしょうか。通報だけでは、その人を捕まえることができませんよね。そこをまず確認します。

○鬼塚生活安全部長 通常、事件、事故があった場合、臨場したりお話を聞いたりして捜査してるわけですけど、今回のこの条例につきましては、こういう迷惑防止条例の中のつきまとい行為等をよりわかりやすくして、規制対象行

為をはっきりさせて、それによって適切な対応をしていくという意味で、今回の規制にしております。

ですから、この規制の内容に該当があるものであれば検挙していくということでありまして、また、これに該当しなければ指導警告にとどめる場合もあるということでございます。

○高橋委員 該当するっていうのは、その人の通報でオーケーということじゃないですか。

○鬼塚生活安全部長 当然、本人の通報もそうですし、例えば、参考人の方がおれば、参考人の方にも聞いていきますし、各種の相談を行って捜査を進めていくという形になります。

○黒木生活安全企画課長 泥棒捜査とか、刑法犯の捜査とか、そういう取り締まりのやり方、捜査の手続については、条例であれども全く一緒です。一緒のやり方で捜査、取り締まりをやることになっております。

○高橋委員 わかりました。

この条例を改正することによって、県民にわかりやすくこの条例の内容が伝わる。そのことで、被害者の安全確保と不安を解消し、いわゆる抑止力にもなるということなんです。

○鬼塚生活安全部長 そのとおりでございます。これだけではなくて、今回の条例の改正の趣旨の一つには、そのような抑止にもつながることによって、改正をお願いしています。

○緒嶋委員 迷惑防止条例は、その被害を受けるおそれのある人が通報しなくても、本人の親告じゃなくても、ほかの人がいろいろ警察に連絡した場合にも取り締まりができるということですね。

○鬼塚生活安全部長 今お話のあった通報があるというのは、端緒といいますけれども、当然、捜査の端緒として、いかなる形であろうが警察

が認知すればいいわけでございます。

また、これを適用して罰条がございますけれども、加えるかどうかにつきましては、これは、被害者の親告等もございますので、そこ辺の捜査も含めて適切に対応していくということでございます。

○緒嶋委員 それと、きのうかな、可決されたという。ストーカー防止法が改正されたということになれば、この条例以上に、またストーカー防止法の中でまだこれよりも厳格になるということですか。

○鬼塚生活安全部長 きのう、国会で成立したということで、まだ詳細にこちらのほうにも指示等がおりてきておりませんので、まだ断定的なことは言いにくいわけですが、つきまとい行為の中に、先ほども若干御説明させていただきましたけれども、一部徘徊に加えて「うろつき」という言葉がふえてまいりました。そのほかこまごましたものがあるわけですが、例えば、今回うちが入れてるSNS、これが、今回法律で入ってくるとか、そこ辺があっておりますけれど、今後、詳細な指示等を受けて、またそこ辺は対応してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 いずれにしても、県民が安心して暮らせるような社会にしなきゃいかんわけですから、こういうことで警察の使命を十分発揮していただくということが一番だろうと思いますので。条例にのっとって、今まで警察が歯がゆい思いをしたけれども、法的にはどうにもならんというのがかなりあったのかもわかりません。そういうことで、いろいろ条件がこういうふうになってきたんだらうと、そういうことでありますので、県民の安心できる社会づくりに、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、えびの警察署ですけれども、我々は林

活議連で、警察本部長にも木を使えと、それぐらい気を使わなきゃだめじゃないかというような話もしたことがあるんですけど、実際、木材なんかはかなり使っておられますか。

○**時任会計課長** えびの警察署の庁舎は、通信機能とか留置施設を備えた警察活動の拠点であります。地震などの災害時には、県民の安全・安心を確保するための情報収集や防災の拠点となる施設でありますので、堅牢な施設であることが要求されますから、構造としましては鉄筋コンクリートづくりとしております。

したがいまして、先ほど御説明しましたとおり、えびの警察署の庁舎は、鉄筋コンクリートづくり3階建てを計画しておりますけれども、内装につきましては、支障のない範囲で木造化を図りまして、県産材の需要拡大に努めているところであります。

○**緒嶋委員** これは、詳細な点は無理かな。どのくらい木を使っておられるんですか。

○**時任会計課長** 大変申しわけありません。どのぐらいの量を使っているかというのは、ちょっと今はわかりませんので、また調べまして、御報告させていただきます。

○**緒嶋委員** ちょっと意地悪で申しわけありません。

○**時任会計課長** いずれにしましても、まだ建設前でございますので、委員の、県議会のその要望を反映して、建設に努めてまいりたいと思います。

○**有岡委員** 準中型自動車免許新設ということで、この関係で、高校卒業後の就職の選択肢が広がるという、そういう意図は十分わかるんですが。ただ、危惧するのは、このカラー刷りの資料で見ますと、例えば、1年間は初心者マークをつけなければならないということで、初心

者マークがついてる18歳のイメージでは、例えば、車の内輪差がよくわからないぐらいの、——まだ免許取りたての方たちはそういうレベルかなというふうに認識するもんですから。こういう20歳から取れていたものが、18歳から取れて運転ができるんだということで、雇用する側にとっては、初心者マークがついてる段階の若い人たちに運転をしていただくという、こちら辺の認識を持たないと。逆に事故を起こしてしまえば一生が変わるわけですから、やっぱり事故を起こさないための講習のときの訓練ですか、これは、かなり力を入れてやっていたらっしゃるのか、普通免許とは違う、そこら辺の違いを少しお尋ねしたいと思います。

○**金井交通部長** おっしゃるとおり、普通自動車と大型との違いは、内輪差が大きいという問題がございます。ですから、内輪差で巻き込むとか、そういった点を配慮して、普通免許とは違って、内輪差に伴うところの指導、これは、徹底して指導していくということは聞いております。

ただ、準中型でございますので、大型よりも、中型よりも、まだ内輪差がちょっと小さいかなというふうに考えておるところであります。営業用の車が初心者マークをつけておると不安だなということはあるんですけど、やはりそこを含めて教養、自動車学校におけるところの教習、これは、徹底していきたいというふうに考えておるところであります。

○**有岡委員** 人生のかかる大きな事故をしてしまうと過大ですので、ぜひ、訓練の中で、しっかりそういった指導をしていただけたらと思っております。

もう一点お尋ねしますが、公衆に著しい迷惑をかける行為の中で、罰則規定があります。資

料2の1になりますが、この中で、初めての方の場合はわかるんですが、「常習違反者」という表現がありまして、この常習違反者というのにどう対応してるのか。特に、一種の病気に近い状態ではないかと思うんですが、そういった方のケアなり対応というのは、どのように取り組みをされるのか、お尋ねいたします。

○鬼塚生活安全部長 申しわけありません、ケアという関係でございますか。

○有岡委員 いえ、対応、現在どういうことをイメージして。何度も繰り返す場合、一種のケアということであれば、病気の可能性があるもんですから、そういった精神疾患等の対応をどうするのか。家族ぐるみで、常習犯についてはケアしなければ、繰り返されるわけですので、この「常習違反者」の定義と、どういう対応をされるのかという質問です。

○鬼塚生活安全部長 まず、「常習」という判断基準でございますけれども、これは、その者の前科前歴、行為の回数・方法を生活環境をもとに判断するわけでございます。

どういう者を常習としてみなすかということでございますけれども、例えば、卑わいな行為として常習とみなされた事例としましては、過去に強姦、強制わいせつ、そして別に、また後日、痴漢行為でいずれも逮捕されたというのが2回ある被疑者を、さらに痴漢行為を行って逮捕した、こういうふうな者が常習というふうに言われます。

ケアの関係でございますが、特にケアの関係で対策をとっておる者というのを逆に申し上げれば、ほとんどの者がケアというのはなかなか。罰を受けた後、出所した人にケアをとるのかとか、捕まえた後にケアをとるのかで非常に難しい問題もございます。

ただ、ケア的な対策といいますと、今、ストーカーの関係でございまして、これは、予算措置をとっていただいております。そういう常習性というか、ストーカー行為で、治療行為が必要ではないか、カウンセリングを受けたほうがいいのではないかという人に対しましては、受けてみたらどうかということをお促しして、本人が受けたいということであれば、警察のほうが先生と――医者ですね、医師と面接をして、こういう状況だがということで、アドバイスをいただいて、そして、被疑者となる患者と医師とをつなぐということでもあります。そういう制度があります。

それについては、警察のほうが、医師に面談するときの必要な費用というものを、予算措置をいただいております。

○濱砂委員 1点だけお尋ねをいたします。議会開会日に、本部長は出席されておりましたけれども、傍聴席のほうから大きい声を出して怒鳴ったり、知事に対して補助金の使い方とか、そういった怒鳴った行為があったんですけれども、ああいうのはどうなるんでしょう。公衆の場所ということで判断できるんですか。

○片岡警備部長 傍聴人が、議場の中で声をしましたので、一義的には議長の権限になります。あくまで議場の整理を保つというのは議長になりますので、いきなり警察が入っていったらどうこうすることはございませんが、静止してもそれを聞かない、あるいは、さらに乱暴を働くということであれば、議長から、あるいは議会事務局のほうからの要請を受けて、警察が入っていくということになるかと思います。

○濱砂委員 やっぱり迷惑防止条例の中に、これが拡大されるということなんでしょうか。今までもそうだったんでしょうか。

○黒木生活安全企画課長 議会上での行為は、迷惑防止条例は該当しないと判断します。

○濱砂委員 あくまで議場整理という意味で、議長からの要請があった場合にとということですね。

○黒木生活安全企画課長 管理権がある場合は、威力業務妨害とか、器物損壊とか、そういった刑法のほうが優先するんじゃないかというふうに判断します。

○中野委員 認知症検査。医者も看板がいろいろありますけれど、そういう医師のところなら、例えば小児科とか、そういうところのやつでもいいんですか。そこ辺の規定はないんですか。

○金井交通部長 「餅は餅屋」でございますので、外科の方に聞いてもわからないと思いますんで、精神もしくはそういった脳神経外科等々の専門職のところにお伺いするように、今、医師会と調整をしてるところであります。どこでもいいというわけではございませんので、医師会と今調整をして、来年の3月12日に向けては、しっかりそこらの診断書を書いていただける方、病院等々を選定していきたいと考えておるところであります。

警察庁でも、医師の基準は、「専門医または主治医」ということになってますので、その影響というか、診断書をしっかり書いていただける方を指定していくことになろうかと思っております。

ただ、主治医の場合でも、公安委員会の指定する診断書の記載内容によりまして、認知症の診断ができる方であれば、そこは対応していただくということになろうかと思っております。

○中野委員 認知症って規制するのも、ちゃんとした器具とか項目がある、そういう備えた病院とか医院でないといけないのでしょ。3月には、

指定病院とか、指定医院とかが出てくるわけですか。

○金井交通部長 指定医院というわけではございませんけれども、医師会から紹介を受けて、その対応でもっていこうというふうに考えておるところであります。

ちなみに、現時点で公安委員会の指定病院につきましては、宮崎でいえば井上病院、都城の藤元早鈴とか、6病院を指定していただいておりますけれども、やはり私たちでは判断できませんので、医師会を通じまして、しっかりとした判断ができる病院ということで、指定させていただくことを前提にしておるところであります。

○中野委員 いや、だから、認定は、テレビなんかで見ると、認知症を検査する器具がいろいろあるじゃないですか。まだそこまでいっとなんということですね。

○金井交通部長 機械でわかればいいんですけど、やはり質問の方法とか、医者の判断、それと、いろいろな認知症のテストがございまして、それによって判断するというのが、今の主流な認定の基準ということで伺っておるところであります。

○渡辺委員長 迷惑防止条例の関係なんです。現条例で、近年の検挙数というか、着手した事件が年間どのぐらいの推移であっているのかということが1点と、事件数にもよるかと思うんですが、今回の条例改正によって、先ほど緒嶋委員のお話にもありましたが、今まで被害に近い報告と認識しながらも、対応する条例であったり法律がないということで臨めなかった——新たに対応できる幅がかなり広がるというふうにイメージをしたらいいのか、その辺はどういう認識かというのを伺いたいんですけど。

○**鬼塚生活安全部長** まず、現行条例での検挙状況を申しますと、例えば痴漢というのが、昨年1年間で11件、それと盗撮が8件、それと卑わいな言動、これが3件でございます。そのほか、つきまとい行為等につきましては、昨年が1件でございます。

これに伴って、事件がふえるのかということでございますが、例えば、盗撮行為につきますと、現在は、先ほど言いました公共の場所でないところの事案はどうしてるのかということになりますけれども、例えば、建物の中で行えば、正当な目的がなくてその建物に入ってるので、建造物侵入ということで、事件化を図ったりしております。

今回、改正で各項目をふやしていただきますけれども、この項目というのは、資料に記載しておりますとおり、全国で多数同じような規定をされております。ただ、見る限り、全国的にこの条例で多数検挙がふえてるのかといえ、そうでもございませんし、また、これまでの経緯からしても、そう数多くふえるということまでは考えておりません。

○**渡辺委員長** 今、昨年度の検挙の件数の御報告がありました、これは、特異な数字ではなくて、例年大体このぐらいのイメージで推移しているものだと理解してよろしいでしょうか。

○**鬼塚生活安全部長** ちなみに数字で申しわけございませんが、平成23年から申し上げますと、この条例でいきますと、23年25件、24年が16件、25年が21件、26年が18件、昨年が^{*}27件ということでございまして、大体20件前後でございます。

○**渡辺委員長** ほかに議案については、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**新島警務部長** それでは、平成28年11月定例県議会提出議案報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故によるものが4件であります。

公務中の交通事故のうち、同一の交通事故で損害賠償の相手方が複数あるものは、相手ごとに賠償額を分けて記載しておりますので、報告書上の報告件数は5件となっております。

それでは、お手元の平成28年11月定例県議会提出報告書に基づき報告いたします。

このうち、県警の損害賠償事案は、報告書3ページの2番目から6番目までであります。

まず、3ページの2番目と3番目にあります平成27年4月26日の交通事故は、同じ事案であり、相手方車両の運転者と所有者が賠償の対象となっております。

この事故は、警察本部の警察官が、捜査用の軽貨物自動車で交差点を通過する際、一時停止標識のある右側交差点から進入してきた相手方自転車と出会い頭に衝突した事故であります。

この事故で、自転車の運転者は、両肘と両膝、右下あごの擦過傷を負って通院治療を行っております。

そのため、自転車の運転者に対し、過失割合に応じた治療費、慰謝料等13万8,157円を賠償しています。

また、自転車の所有者に対して、過失割合に応じた車両の時価額分の2万4,500円を賠償していますが、実際には相手方から過失割合に応じて弁償を受ける7,582円を相殺した1万6,918円を支払っております。

※24ページに訂正発言あり

次に、3ページの4番目にあります平成27年6月9日の交通事故は、高鍋警察署の警察官が、ミニパトで警戒のため、コンビニエンスストアの駐車場を走行中、駐車枠から後退してきた相手方車両と接触した事故であります。

この事故で、相手方運転者に過失割合に応じた車両の修理費用5万9,620円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払われる4万2,085円については、歳入として受け入れることとしております。

次に、3ページの5番目にあります平成28年1月13日の交通事故は、延岡警察署のスクールサポーターが、軽乗用自動車で交差点を右折した際、安全不確認により、左側から進行してきた相手方車両と接触した事故であります。

この事故の相手方が使用する車両は商用車であったため、相手方が勤務する会社に過失割合に応じた車両の修理費用5万3,611円を賠償しています。

なお、相手方の加入する保険会社から支払われた1万9,880円については、歳入として受け入れております。

最後に、3ページ、6番目にあります平成28年2月5日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、捜査用の普通車両で、コンビニエンスストア駐車場の駐車枠にバックで駐車させようとしたところ、同じ場所に駐車しようとして進入してきた相手方車両と接触したものであります。

この事故では、相手方運転者に過失割合に応じた車両の修理費用6万5,648円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払われた1万2,528円については、歳入として受け入れております。

今回、4件の交通事故を御報告いたしました。交通事故取り締まりを責務とし、交通法を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうものにつながりかねないものでありますので、今後とも事故防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償を定めたことについての御報告を終了いたします。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

報告事項に関しての質疑はございませんでしょうか。

○**緒嶋委員** 警務部長が言われたけれど、これを見ると、半分以上は警察の事故になってるわけですね。バックとかいろいろ、駐車場とかというのは事故が起こりやすいんだけど、これは、相当厳しく。相手方も問題があるわけではあるけれども、警察車両と衝突するということ自体が、県民から見れば、取り締まるほうが取り締まられにやいかんのじゃないかというようなことにもなるわけだから。ここあたりは厳格に、警察署長を初め、その人たちに厳しく。自覚はされておるだろうと思うけれど、結果としてこれだけ出るということは、問題だと思います。そこ辺は十分指導しなきゃ。車が動かないや取り締まることはできんですけど、やむを得んけれど、駐車場内での事故なんていうのは、やはりこれはちょっとどうかなという気がしますので、そのあたりはもうちょっと厳しく。警察官を警察官が指導するというのも、おかしな気がしますけれども、徹底してほしいなど、県民の一人として思います。ぜひ、よろしく願います。

○**新島警務部長** 緒嶋委員のおっしゃることは、ごもっともでございます。本当に恥ずかしいこ

とでありまして、警察職員が、先ほど申し上げましたとおり、取り締まる側が交通事故を起こしたことは、非常に問題があることだと思いません。

県警といたしましては、事故を起こした職員につきましては、研修と申しますか、運転免許センターにおいて、再度集めまして、もう一度安全運転の指導等を行っております。その際、私も時間をいただきまして、職員に対して指示、訓示をしているところでございます。

県警が使っている車両というのは、当然、国民の税金によって、あるいは国費であれば、国民の税金によって賄われて、あてがわれている車両でございますので。自分の物でないからぞんざいに扱うということではなくて、国民、県民の税金で与えられて、我々が警察の責務を担うべく与えられているものでございますので、そこら辺を十分自覚して任務に当たるようにということを指導しております。引き続き、そのように徹底してまいりたいと思います。

○渡辺委員長 ほかに報告事項はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○中野委員 本部長、私はきのう、Nスペ（NHKスペシャル）をずっと見ていて、本当に津波というのは、自助の部分もあるし、公助の部分もあるし。前からずっと聞くけど、あんまり災害対応とか、そんな話は出なかったんですけど。

警察庁のホームページ、検証と何とかって、その中を見たら、90項目に対して、各本部長を中心として、各県で検討するってなってる。きのうも言ったとおり、その中で、お巡りさんが

交差点で最後まで交通整理しとるわけです。30人が亡くなってる。そういう中で、これは難しいかもわからんけれども、誘導、避難、中には規制という言葉も、私は警察庁のやつにあったと思うんです。きのういろいろ質問したら、「いや、道路規制はできません」という話やったけれど、できなきゃできないでいいけど。もうきょうはいいですけど、各県の警察本部長を中心として、そういう対応会議をやるというふうに警察庁はなってるわけです。

だから、避難誘導とかそういうのは、逆にどんどんオープンにすべきだと思ってるんです。その結果、次の委員会で、津波に対してどんなことを、県警本部としてやられているのか。単なる、きのう答えられたような一般的な話なのか。やっぱり教訓を生かして。

だって、今までどおりだったら、お巡りさんだって、本当に最後まで逃げんわけ。今、いろんなのを見ると、30秒前にはもうしっかり、津波の高さまで出るとか。ちょうど1週間前か、クライシスなんかとかというテレビを見たら、そんなのが出てきて。避難、私はしっかり対応すべきだと思ってるんです。できたら、どういう対策、会議でどういうことがされたのか、資料として提出してください。

○片岡警備部長 災害を対応しておりますので、私がお答えをさせていただきます。

今回の常任委員会で、この検討結果の、特に津波からの避難誘導に関するものを資料化して報告するというところでよろしいでしょうか。

○中野委員 はい、いいです。

○片岡警備部長 わかりました。

○渡辺委員長 閉会中審査も含めて、次回の委員会なりで、今、お話があった県警本部長を中心にして、津波対策で、県警が独自にどういう

調査研究や対策等を進めているのかということ
を御説明をいただくという形でよろしいですか。

○中野委員 一応、今、津波が来るエリアが設
定されてますよね。あそこに交番があって、何
人警察官が常駐しているか、そこら辺も含めて。
いや、本当に、これは真剣に考えんと、同僚が30
人も死んどるといふわけじゃないですか。死な
れて1回、敬礼されて送られても、これは、身
もふたもないです。

○野口警察本部長 それでは、いずれにしまし
ても、資料としてまた御報告しますけれども、
平成23年の3・11の後、御指摘のとおり警察庁
のほうからの指示を踏まえて、宮崎県で警察災
害対策検討委員会というのを立ち上げまして、
そこで津波災害対策の検討も行っております。

中野委員が非常に問題意識を持っておられる
警察官の身の安全ということも、その中で検討
しておりまして、大体、想定として、南海トラ
フの場合に、10分から15分後ぐらいに来るだろ
うと。その場合に、もちろん警察官が避難誘導
ですとか、あるいは交通整理等をやるんですけ
れども、それが、活動できる時間って、恐らく
5分、10分ぐらいであろうと。それが終わっ
たら、すぐに警察官自身も逃げるようにというふ
うな指導をしておりますけれども、いずれにし
ましても、またそこも含めて御報告をさせてい
ただきます。

○渡辺委員長 それでは、説明時期については、
また開会中か閉会中の審査かを含めて調整させ
ていただきたいと思えます。

ほかにその他ありませんか。

○緒嶋委員 今度、えびの警察署が新築される
というのは、大変いいことだと思うんですけれ
ども、平成17年の水害のとき、高岡警察署が水
没した——あのとき、清水本部長さんじゃった

かなと思って。私も、この委員会におったと
ですが、警察署が水没するようなことで、人を助
けることができますかということを知ったら、
本部長さんも答えようがなかったんですけれ
ども。やはりその次は、高岡とか都城とかがあ
るわけですよね。そういう整備計画といったら、
明確に、年次的に計画は立てておられるもの
ですか、そこ辺はどうですか。

○新島警務部長 今のところ、まずはえびの警
察署の建設というのが、第1の優先順位ではご
ざいますけれども、委員がおっしゃるとおり、
順次警察署の建てかえということを県警内でも
いろいろと検討させていただいております。

まず、財政当局と話を詰めているところだ
ので、つまびらかにできない部分はございま
すけれども、委員が御指摘のとおり、災害に対
応できる警察ということと、あと、庁舎そのも
のが非常に老朽化しているものとかにつきま
して、順次計画的に建てかえを行っていくよ
うに、今、検討を進めているところでござい
ます。

○緒嶋委員 ぜひ、そういうことが、地域の皆
さん方の安全にもつながるわけです。いつ建
てかわるかわからんとですよということ
じゃないかと思うんです。計画的に、予定と
してはでもいいですが、それがわかるように
しないとですね。

警察行政というのは、県民の安全・安心の基
礎ですよ。そういうことを考えた場合には、ほ
かのものよりも優先すべき要素というのは、か
なり多いと思うんです。特に今、日本には何
が起こるかわからんような災害が多いわけ
ですので、警察署そのものが、安心してそ
こで仕事もできないようなことではどうに
もならないという気がいたしますので、強
く進めてほしいと思えます。

それと、交通信号機が400カ所、まだ要望があるということをいろいろ言われるわけですが、本当に400カ所、そこに必要かどうかということを含め、私は、年次計画、5カ年で100基つくるとか、将来的に一つの構想というか、そういうプランというのが警察にないと。ことしは13基でした、翌年は10基でしたということじゃなくて、ある程度計画的に交通施設、安全施設をつくるという、長期計画というか、5カ年計画ぐらいで100個つくりますとかいうような計画を、私は持つべきだと思うんです。そのときの予算でどうこうというのももちろんありますけれど、少なくとも、どのくらいは毎年つくりますというようなものがあるって、その順番をちょっと待ってくださいというような姿勢が、警察としては、交通安全の立場からも必要だと思ってるんです。

それから、その都度、毎年毎年考えておりますではなくて、5カ年計画とか、そういう年次計画の中で、交通安全施設を充実するという目標を持って、——これは、財政当局との、当然、警察庁との絡みもあるかもしれませんが、持つべきだと思うんです。

400カ所あるから、なかなか建設ができませんという理屈だけよりも、長期計画の中でこれだけ毎年つくってありますけれども、全部をつくることは、なかなか容易ではありませんというような説明ができるようにすべきだと思うんですけれど。そういう計画を持ってやるということは、どうですか。

○金井交通部長 議員のおっしゃることはよく理解しておりますが、予算のことを言ったら、おしまいになってしまいますけれども、やはり5カ年計画になると、なかなか難しいものがあります。

ただ、優先順位は難しく、事故が起きやす

い道路というのは生活道路でございますので、日に日に変わって来るところもあります。ですから、順番をつけてても、どうしても次に回さざるを得ないというところもございます。

ただ、やはり私どもも行き当たりばったりの1年間の計画だけでは、おかしいというふうには考えてますので、5カ年なり400の順番等々については、御指摘をいただきまして、そのとおりだと思っておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 やはりそういうものがあるって進めない。これは県土、宮崎県の財政が悪い。国体に向けてとか、病院とか、今、問題になっておりますけど、何でも行き当たりばったりじゃあいかなわけであって、ある程度の将来ビジョンというか、そういうものを持ちながら対策を立てていくというのが、行政の姿勢じゃないといかんと思うんです。財政の状況でそれは変わることはあるけれど、基本的にはそういうものを持ちながら進めておりますというような、一つのそういうプランというのは、行政の中では必要だと思いますので。

もちろんできる範囲でという結果になるけれども、そういう基本姿勢を持って警察行政を進めるというようなものが、私は、絶対に必要だなという気がしますので、そのあたりも十分検討してほしいということを要望しておきます。

○金井交通部長 しっかり考えていきたいと思えます。

ただ、言いわけではございませんけれども、やはり信号機をつけるには場所が要る。場所をつくって信号機をつける、また、補助標識ということで、1カ所に対して七、八百万かかったりするところもあったり、今度はランニングコストが要るところもございますので、やはり現

場の状況、土地の、道路の管理者、県、市並びに国等々と協議して、順番でしっかり考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、きのうも井本議員の質問にあったけれど、回転灯で済むところもあるじゃないかというような話もあったとおり、全て400カ所に信号機をつくる必要はないと、私も思っています。

そういう中で、本当に400カ所に必要なのかどうかというのを精査する中でやらんと、400カ所というのは、言えばえらい数ですわね。そこ辺も含めて、精査を十分して、その対策を。信号機ができなくなれば、減速マークを入れるとか、いろいろな対策を立てながら、当面の事故防止に努力するとか、そういうことは当然やっておられると思うんですけども、少なくともいつも400カ所ありますからねというだけでやられることが、私はどうかなと思うもんだから。もうちょっと対策もいろいろあっていいんじゃないかと。それは、もちろん信号機だけじゃなくて、そういうものを含めて、警察もその地域、それぞれの市町村の皆さんとも相談しながら、そういう次善の対策、ベストの対策、いろいろあると思うので、それを考えながら、どこを来年つくるということじゃなくて、毎年20基は少なくともつくるとかいうような長期ビジョンがあってもいいんじゃないかという気がしてならんわけです。

それから、「言いわけじゃないけれど」と言われると、言いわけになるわけです。そこ辺を含めて考えてほしいというふうに、私は強く要望します。

○高橋委員 ちょうど今の話で、ちょっと思い出しましたが、タクシードライバーの話を聞いたことがあって、宮崎市内の詳しい方でした。

道路の構造にも問題があるという話をされたんです。道路建設をする際に、交通安全の立場で、建設側の伺いとかはあるもんなんですか。

○金井交通部長 あります。道路を勝手につくっていただいても、規制上問題があれば、警察も言いますので、道路管理者、警察等々と関係機関で協議した上で、現場での調整をしながら進めておるのが現実でございます。

ですから、道路構造上の問題があるというふうに、今、おっしゃっていただいたんですけど、やはりなかなかカーブのところとか交差点のつくり方、横断歩道のつくり方、そして、四方停止の交差点がありますけれども、そこで横断歩道をどちらにつけるか等々、利用の頻度に応じて対応しているというのが現実でございます。警察だけではなくて、周辺の住民の方の希望並びに道路管理者、警察の規制の要領等々を総合的に判断してさせていただいているところであります。

○高橋委員 わかりました。私も素人で、よくカーブのところに交差点をつくっちゃいかんよとか、いろいろ規制がありますよね。中には、そういうところはあるんですよ。だから、うまくチェックが働いていないところもあるのかなと思ったりして。タクシードライバーも、必ず事故が起こるよとおっしゃったもんですから、そういうところはやっぱりうまく協議がなされていないところはあるのかなと思いました。今後も、ひとつ強い意見で臨んでいただきたいと思えます。

○中野委員 もう一つ。国の防災対策会議というやつかな、——ちょっと名称がわからんですけども。その中で33万人か、南海トラフの予想をされておるんだけど、私は当然、33万といたら、南海トラフ予想地域の積み上げが

あたりしてもいいのかなと。

その中で、警察庁の役割というのが多分しっかり明記されておる、——それがないと意味がないと思うんですけど、国がやった防災、その中の警察庁の役割とかなければいいですけど、その中の関連があれば、それも一緒に教えてください。

○片岡警備部長 次回の報告のときでよろしいでしょうか。

○中野委員 一緒に。

○渡辺委員長 またそれでよろしくお願いたします。

ほかはよろしいでしょうか。

○鬼塚生活安全部長 済みません、1点訂正させていただきます。

先ほど、委員長の御質問の中で、迷惑防止条例の検挙状況の御質問がございまして、昨年の検挙件数を27件と御報告させていただきましたけれども、23件の誤りでございましたので、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○渡辺委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、新しく当委員会に選任をされました委員を御紹介いたします。西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。当委員会は、7名となりましたので、新しい体制を引き続きよろしくお願いたします。

それでは、今回、当委員会に付託をされました議案等について、局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る10月11日に、日南市で開催いたしました酒谷発電所の竣工式、それから、11月4日に延岡市の堀川流域で開催いたしました緑のダム造成事業記念植樹祭におきまして、渡辺委員長を初め委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、座って議案の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案4件、その他報告事項3件につきまして御説明をさせていただきます。

まず、提出議案につきましては、議案第4号「平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」、議案第19号「平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」、議案第20号「平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」、議案第21号「平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の4件でございます。

このうち、議案第4号につきましては、国の補正にあわせた県土整備部が執行いたします多目的ダム改良工事費の補正に伴う企業局負担分の増額によるものであります。

議案第19号から21号につきましては、人事委員会勧告に準じた給料表の改定等に伴う職員給

料費の増額によるものであります。

また、その他報告事項といたしまして、平成28年度各事業の上半期の状況について、緑のダム造成事業記念植樹祭について、酒谷発電所の運転状況及び見学会についての3件について御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

概要説明に続きまして、議案に関する説明を求めます。

○松田総務課長 それでは、引き続き、お手元の文教警察企業常任委員会資料により、御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第4号「平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」であります。

まず、(1)の補正の理由であります。県土整備部執行の多目的ダム改良工事費の補正に伴う企業局負担分である建設改良費の増額をお願いするものであります。

次に、(2)の補正額であります。この補正予算は、建設改良費に関するものでありますので、資本的収入及び支出が対象となります。

表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目であります。補正予定額は、資本的支出2億3,805万5,000円で、全額が建設改良費であります。

この結果、電気事業の資本的支出の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、25億9,990万6,000円となります。

なお、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、表の一番下のとおり、18億7,383万4,000円の収支不足となります。※印の補填財源内

訳のとおり補填することとしております。

資料の2ページをごらんください。

議案第19号「平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)」であります。

まず、(1)の補正の理由でございますが、人事委員会勧告に準じた給与表の改定等を行う職員給与費の増額をお願いするものであります。

給与改定の主な内容といたしましては、給与の0.12%の引き上げや、勤勉手当の0.1月の引き上げなどあります。

次に、(2)の補正額であります。表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目であります。補正予定額は、事業費788万3,000円で、全額が職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当634万円につきましては、給料及び勤勉手当等の引き上げによるものであります。

1つ下の退職給付費48万6,000円につきましては、退職手当の算定のベースとなります。給料の引き上げに伴うものであります。

その下の法定厚生費105万7,000円は、給料及び勤勉手当等の引き上げに伴う共済組合の事業主負担金等の増によるものであります。

この結果、電気事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、48億443万6,000円となります。

資料の3ページをお開きください。

議案第20号「平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業補正予算(第2号)と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目であります、補正予定額は、事業費48万8,000円で、全額が職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当39万3,000円、1つ下の退職給付費3万円、その下の法定厚生費6万5,000円であり、いずれも電気事業と同様の給料表の改定等を伴うものでございます。

この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、3億8,788万9,000円となります。

資料の4ページをごらんください。

議案第21号「平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業補正予算(第2号)と同様であります。

次に、(2)の補正額であります、表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目であります、補正予定額は、事業費9,000円で、全額が職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当8,000円、2つ下の法定厚生費1,000円であり、いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴うものであります。

この結果、地域振興事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、2,535万8,000円となります。

議案関係の説明は、以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了しました。議案に関しての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 今度の条例で、大体、平均的には

どれぐらい勤勉手当は上がるものですか。大体でいいです。課長の給料でもいいし。

○松田総務課長 職員1人当たり、平均して4万2,000円程度の引き上げとなります。

○渡辺委員長 ほかにございますか。

○高橋委員 4ページの地域振興の中のいわゆる対象者は、県職員ではないですね。

○松田総務課長 総務課の職員が、ゴルフ事業の関係の仕事をやっております関係で、総務課職員の給与費が含まれております。この中に入っております。

○高橋委員 職員給与費の103万4,000円というのは。

○松田総務課長 今、指定管理者で実際の業務は財団のほうが行っておりますので、総務課といたしましては、0.1人分を地域振興事業のほうに割り当てておるところでございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。

その他、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 なければ、暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松田総務課長 それでは、その他報告事項につきまして御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

平成28年度各事業の上半期の状況について御報告いたします。

1、電気事業の業務状況についてであります。

まず、(1)の事業の概況、①の供給電力量の太枠の欄をごらんください。

上半期は、降雨量が平年を上回ったことから、供給電力量の実績は4億1,819万8,000キロワットアワーで、目標に対する達成率は118.4%となっております。

次に、その下の②の電力料収入の太枠欄をごらんください。

電力料金収入の実績は24億9,700万円余で、達成率は104%となっております。

6ページをごらんください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の欄をごらんください。

事業収益の収入済額は28億2,600万円余で、予算額に対する収入率は55.6%となっております。

このうち、営業収益の収入済額は25億円1,000万円余となっておりますが、これは主に、先ほど申し上げましたとおり、降雨量の増加に伴い、電力量収入を順調に確保したものであるものです。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。

執行済み額は18億2,200万円余で、予算額に対する執行率は38%となっております。

7ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。

これは、固定資産等に係る収支をあらわすものであります。

まず、アの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。

資本的支出の執行済額は13億800万円余で、執行率は47.6%となっております。

このうち、建設改良費の執行率は3.8%となっておりますが、これは、主要な改良工事についての支払いが、下半期に集中しているためであります。

なお、契約率にいたしますと49%となっております。

8ページをごらんください。

2、工業用水道事業の業務状況についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①の給水状況の太枠の欄をごらんください。

上半期は、一部ユーザーの増量予定が計画を下回ったことなどから、常時使用水量の実績が1,009万1,000立法メートルと、目標に届いておらず、達成率は97%となっております。

次に、②の給水料金収入の太枠の欄をごらんください。

給水料金収入の実績は1億6,500万円余で、達成率は99.4%となっております。

9ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの太枠の欄をごらんください。

事業収益の収入済額は2億1,200万円余で、収入率は52.9%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。

事業費の執行済額は1億1,300万円余で、執行率は29.3%となっております。

10ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。

資本的支出の執行済額は500万円余で、執行率は2.6%となっております。

このうち、建設改良費の執行率は0.7%となっておりますが、これは、主要な改良工事についての支払いが、下半期に集中しているためでございます。

なお、契約率にいたしますと、62.9%となっております。

11ページをお開きください。

3、地域振興事業の業務状況についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①のゴルフコース利用状況の太枠の欄をごらんください。

上半期の利用者数の実績は、合計で1万3,707人で、達成率は87.9%となっております。これは、台風16号によるコース冠水に伴う施設の閉鎖等によりまして、目標を下回ったものであります。

次に、②の施設利用料収入の実績の欄をごらんください。

指定管理者からの納付金の上半期分1,000万円余を受け入れております。

12ページをごらんください。

経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の欄をごらんください。

事業収益の収入済額は1,500万円余で、収入率は55.7%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。

事業費の執行済額は1,000万円余で、執行率は42.2%となっております。

13ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入の収入済額及びイの支出の執行済額ともにございません。これは、収入、支出とも下半期に予定していることによるものであります。

以上が、平成28年度各事業の上半期の状況でございます。

続きまして、緑のダム造成事業記念植樹祭に

ついて御報告いたします。

資料の14ページをごらんください。

1の趣旨のとおり、企業局では、発電事業を行うダム上流域の未植栽地を取得、植林し、水源涵養機能の高い森林として整備し、安定的な電力供給等に資する緑のダム造成事業を行っております。

この事業の一環として、山林の果たす役割や局事業への理解を深めてもらうことを目的に、地元小学生等による記念植樹祭を毎年実施しており、ことしで10回目となります。

2の開催日等ではありますが、ことしは、先月4日に延岡市桧山の山林で実施いたしました。

3の参加者ではありますが、渡辺委員長を初めとする御来賓の方々や、地元黒岩小中学校の児童生徒及び教員など、108名の方々に御参加をいただきました。

4の内容でございますが、当日は晴天の中、来賓の方々や児童生徒代表による記念植樹、参加者全員でのヤマザクラやモミジなどの一般植樹を行った後、児童生徒の皆さんによる浜砂発電所の見学も行ったところであります。

参加いただいた子供たちからは、「僕たちが植えた木が環境を守ることかと思いました」、「これからも、電気を大切に使いしていきたいと思った」などの感想が寄せられまして、山林の果たす役割や局事業への理解が深まったものと考えております。

私からの説明は、以上であります。

○上石開発企画監 私から、酒谷発電所の運転状況及び見学会について御報告いたします。

資料の15ページをお開きください。

まず、1の運転状況についてであります。

10月の運用開始以来、大きなトラブルもなく、順調に運転を行っているところであり、10月は

降雨量も多く、発電実績は目標を大きく上回る状況となっております。

発電実績の表をごらんください。

10月の目標電力量19万2,000キロワットアワーに対し、実績電力量は35万1,000キロワットアワーで、達成率は183%。11月は、目標電力量16万キロワットアワーに対し、実績電力量は21万2,000キロワットアワーで、達成率は133%となっております。

これにより、10月から3月までの半期計の目標電力量79万6,000キロワットアワーに対し、実績の合計は56万3,000キロワットアワーと、既に71%の達成率となっております。このまま順調な運転状況が続くことを期待しているところであります。

次に、2の見学会についてであります。

酒谷発電所は、企業局として初めて県南地域に建設した発電所であることから、地元の方々を初め、日南市の皆様にご覧いただき、再生可能エネルギーや企業局の取り組みについての理解を深めていただくことを目的として、見学会を行うこととしております。

日時は、12月18日日曜で、10時から16時の間、現地にて随時に受け付けを行い、施設案内のパネルや展示を行う予定でございます。

なお、下の写真は、10月11日にとり行いました竣工式の様子でございます。

なお、本日、お手元に酒谷発電所のパンフレットもお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

御説明をいただいたところですので、ここで暫時休憩といたしまして、午後1時10分に再開

とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時0分休憩

午後1時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項についての説明が、先ほど終わりましたので、質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 最後のページ、15ページ。この目標電力量。こういう目標というのは数字が出るからいいけれど、いろいろこの政策評価を見ると抽象的で、どうやって数を数えたかというのがある。これでいきなり倍になってるって、最初のこの目標値っていうのは、どうやって決めたんですか。

○上石開発企画監 酒谷発電所の目標でございますが、酒谷発電所は新規の発電所で、過去の実績がございませんので、過去10年の河川の流量を平均で出しております。それから目標を出しています。

10月が、183%と非常に高くなっておりますが、これは、10月の県南地域の雨量が160%を超えるぐらい出ております。それで、ほかの発電所については、ダムがあるところはダムで貯留したりするんで、そのまま雨がじかに響かないんですが、酒谷の場合は、全く貯留したりとかはしませんので、降った雨がもろにといいますか、発電に響いてきますんで、今回は、過去の平均で設定した目標に対しまして、雨量が160%ぐらい出てるということで、このような高い数字が出ているものと思っております。

○緒嶋委員 これは、金額でいえば、どれぐらいの収入になってるんですか。

○上石開発企画監 目標が、10月はおおよそ電力料は600万ぐらいと予想しておりました。ですから、180%を超えていますので、1,000万をちょっと超えるぐらいの収入になるかと思えます。

○緒嶋委員 将来的に採算ベースに合う時期はいつごろ。何年すれば、工事費から計算して、収益が上がったということになるんですか。

○上石開発企画監 当初の予定で、目標どおりに発電してくれば、おおよそ14年ぐらいで。初期投資だけの回収は12年ぐらいで済むんですが、その間、いろいろ維持費がかかりますので、それまで含めると14年ぐらいで考えてます。こういった、本当に180とかいうのがずっと続けば、かなり短くなってまいります、あくまでも平均で、ことしは特別に雨量がよかったということで、14年ぐらいを一応目標にしております。

○濱砂委員 キロワット当たり何円ぐらいで売れてるんですか。

○上石開発企画監 酒谷発電所はFIT、固定買取制度ですので、税抜きの29円になっております。

○濱砂委員 どこに売るんですか。

○上石開発企画監 今年度、入札にかけまして、九州電力さんがとられました。

○濱砂委員 九電の売電価格は、二十二、三円ですよね。だから、いわゆる買取価格よりも、九電は売電価格のほうが安いと、そうですね。この負担は、一般の電力使用者が払っていくということになるんですか。

○上石開発企画監 はい、そのとおりでございます。

○濱砂委員 太陽光とか、そういった発電量のキロワット当たり、今、30円か32円ぐらいでしたっけ。ここのはちょっと安いんですが、何か理由があるんですか。

○上石開発企画監 そうですね、太陽光は当初、普及させようということで、高い料金でやっておりましたが、近年、初期回収ができる料金が設定されてたんです。だから、発電所だとこれぐらいで回収できると。太陽光は、当初高かったというのは、やっぱり設備が高かったのも、そういう高い料金が設定されてたということで、もう近年、どんどん太陽光は下がってまいっております。

○濱砂委員 再生可能エネルギーの場合は、いわゆる政策単価が入っているということでしょうか。

○上石開発企画監 おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 酒谷発電所でまたお聞きしますが、竣工式はありがとうございました。この写真にありますように、盛大に式典をやっていただきまして、本当にありがとうございました。

私は、質問でも申し上げたことがありますが、立地がいいものですから、観光面で、いろいろ話題になる場所だなというふうに思っております。竣工式に行かれた方は御存じだと思うんですけど、たまたまパンフレットに載ってませんが、いわゆる発電所の敷地と公園の境にフェンスで区切ってますよね。公園側にパネルがあるんですが、あのパネルが別に悪いというんじゃなくて、もう少し工夫していただいて。ちょっとちっちゃ過ぎるような気がするんです。せっかく通りがかりの人が、「ああ、ここに発電所があるか」というふうに立ち寄られたときに、中に入れません。発電所の敷地内には、鍵がしてありますから入れません。したがって、通りがかりの人が、もっと詳しく、見やすいように、もうちょっと何か魅力ある看板にできないものか、どんなものでしょうか。

○森本経営企画監 発電所の、フェンスの前に看板が立っておりまして、サイズは、縦が*160センチ、横が*100センチというぐらいの大きさでございます。あの中で、発電所の概略等をイラスト等で宣伝しているわけでございますけれども、一般の方が見るということを想定して、とりあえずあれでしております。

確かに少しサイズが小さいのかもしれませんが。しばらく状況のある程度観察しながら、今後、必要であれば、その辺のところは、つくりかえも含めて検討していきたいかなと、考えておるところでございます。

○高橋委員 せっかく立ち寄られる方——遠足であそこに行ったりとか、予約なしで行く学校とか、小学生とかがあるかもしれませんよね。だから、そういう意味では、小学生から大人までわかる、そういったパネル、説明表示にさせていただくと大変ありがたいんで、今後、いろいろと協議、検討していただきたいと思います。

○森本経営企画監 1つだけ訂正がございまして、先ほどパネルのサイズが、縦160、横100と言いましたが、逆でございまして、縦が100、横が160ということでございます。ちょっと訂正させていただきます。

○有岡委員 以前、野尻湖の場合もお尋ねしたことがありまして、これは、流れ込み方式ですので、水閘のところに異物が入ってこないようなフィルターなり管理、これが大事だと思うんですが、そこら辺のつくりというのは、この地図ではちょっとわからないんですが、流れ込むところの異物の除去ですか、そういったものはある程度管理上やってらっしゃるのかお尋ねします。取水口のところでですね。

○上石開発企画監 流れ込みですが、取水はダム底部から引いております。ダムの底です。

ダムの底の部分から水は引いておりまして、その部分にスクリーンが入っております。その表面から流れ込んでるわけではございません。

○有岡委員 再度お尋ねします。例えば流木が入ってこないとか、下流のごみとか、そういった物が入らないような施工にはなってるということで、よろしいでしょうか。

○上石開発企画監 水閘は、先ほど言いましたダムの底部のほうにありまして、そこにスクリーンが入ってて、そこに入ってきたごみは、一応とめるということになります。ですから、それが仮にそこに積もってくるということになれば、今はそういう除去する設備はございますので——潜水するなりして、効率が落ちてくるようであれば、そういう状況も、将来的には必要になることがあるかもしれません。

○中野委員 今の分も含めて、例えば、九電との契約ですよ。発電所が回る限りは全量買い取りになるのか、それとも、需要と供給で、いつも雨が降って供給がだぶついているというときは買い取りませんよと、そういうことがあるわけですか。

○新穂工務課長 酒谷以外のダムがある発電所、こちらのほうは、ダムにためることができませんので、需要と供給のバランスで、一応発電はしてますけれども、例えば、雨が降り出して水量がふえてきたという場合には、こちらは水量に合わせて発電しても、全量を九電が買い取ってくれるという形になります。

九電のほうで、自分のところの火力発電所とかで調整をするという仕組みになってますので、うちが発電した電気が売れないということにはなりません。

○渡辺委員長 ほかはございませんでしょうか。

※このページ左段に訂正発言あり

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。

○中野委員 ちょっと確認やけれど、企業会計から一般に貸し出し、繰り出しか。あれは、毎年5年とか、60とかいう数字があるけれど、毎年だったですか。

○松田総務課長 ことしから3年で、10億ずつ30億円ということでございます。

○中野委員 企業局から入れた金というのは、一般財源なんだよね。それで特別会計をつくって、特別会計に来た。いろいろ書いてあるけど、それは、一般財源と一緒に、関係ない話やけど、何であんな無駄なことをするのかなという話で、わかりました。いいです。

○緒嶋委員 緑のダム事業、これは、いいことで、特に今は未植栽林地というか、そういうのがかなりふえてるわけですよ。地球の温暖化という問題もあるし、国土というか、県土を守るということもあるので。これは、1,000ヘクタールをという目標があるわけだけれど、財政的な企業局の会計の中の問題もあろうけど、そういう条件に合うようなところがあれば、早目に前倒しでそういうところを確保して、植林して、緑のダムにするというようなことが必要じゃないかなと思うわけですけど。そこ辺は年次計画どおりにやらないかのかどうか、そこ辺はどうですか。ある意味では、そういう適地があれば、もうちょっと前倒しでやるとか。

○松田総務課長 現在、取得については、各水系ごとに、関係する森林組合等と、取得可能なところをいろいろ情報収集しております。

大体、年間1億円程度の予算を組んでおりまして、大体その範囲内で、今、取得ができているというところがございます、実際、予算的

にはまだその中で余裕があるということで、計画的には進められますし、そういったいろんな情報があれば、取得に向けて検討していきたいと考えております。

○緒嶋委員 ここらはぜひ必要なことだと思うので。条件に合わんところを買えというわけじゃないんだけど、適地というか、そういうのがあれば、できるだけ前向きにというか、積極的に、対策を立てながらやるということが必要だと思うので、そういう情報の収集等も含めて、頑張ってもらいたいかなと思うから、頼んでおきます。

○中野委員 今まで緑のダム、広さとかいろいろ言われるが、全然想像もつかんのやけど、できたら今度、うちの委員会を通じて、グーグルマップでつくってもいいから、水系ごとに大体ここら辺ですよとか、そういうのを一回見せてもらわんと、全然わからん。報告してもらわんと本当にわからん。

○渡辺委員長 閉会中でも、次の会期中でもいいですが、何らかの経緯というか、積み上げがわかるような資料をぜひお願いしたいと思います。

その他はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時26分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託をされました議案等について、教育長の御説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろ

しくお願いをいたします。

まず、お礼を申し上げます。11月2日に県庁講堂で開催されました平成28年度宮崎県文化賞受賞式及び11月13日に同じく県庁講堂で開催をいたしました「私を変えた先生との出会い」エピソード募集感謝状贈呈式には、渡辺委員長に御臨席をいただきました。まことにありがとうございます。

あわせまして、議員の皆様には、さまざまな機会を通して学校等に激励をいただいております、この場をかりまして、厚く御礼を申し上げますところであります。

本日は、平成28年度11月定例県議会提出議案、平成28年度11月定例県議会提出報告書、その他の報告事項について御説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の1ページをお開きください。

議案第18号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります行の右から2番目の欄に記載しておりますように、6億800万6,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄、1,078億9,757万8,000円であります。

私からは以上であります。引き続き関係課長等が説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○渡辺委員長 教育長の概要説明が終了しました。議案に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 議案第18号につきまして、同じく開いていただいております資料の1ページにより、追加的にちょっと御説明させていただきます。

表の中ほどに、11月補正額の右側のほうですが、議案第18号と書いてありますところの欄をごらんいただきたいと思います。

今回の内容は、今回追加提案されました条例に基づきまして、職員の給与が改定されることに伴う人件費の補正でございます。

具体的には、給料等の月例給の引き上げ分の年間所要額及び勤勉手当0.1月の引き上げ相当分を盛り込んだものでございます。

この結果、教育委員会の補正額は、ただいま、真ん中のほうの上から2行目の総務課が1,736万7,000円、これは、教育委員会事務局職員の人件費でございます。

4つ下の行に飛びまして、教職員課が5億9,063万9,000円、これは、県立及び市町村立学校職員の人件費でございます。

その結果、先ほど教育長が申しましたとおり、合計で6億800万6,000円の増額補正となっております。

表の関係上、記載しておりませんが、このうち、財源としまして1億2,251万9,000円が国庫、残りが一般財源という財源構成になっております。

議案第18号につきまして説明については、以上でございます。

○西田教職員課長 お手元の常任委員会資料2ページをお開きください。

議案第24号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

先ほど、総務課から説明がありましたが、本条例につきましては、1の改正理由にありますとおり、平成28年度の人事委員会勧告等を踏まえまして、教育委員会が所管する市町村立学校職員の給与等に関する条例について、所要の改

正を行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります、市町村立学校職員の教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに改定します。

最後に、3の施行期日等についてであります、公布の日から施行し、一部の規定については、これは、教育職給料表の改定についてであります、平成28年4月1日から遡及して適用することとしております。

なお、給料表以外の特別給等の改定及び県立学校職員に係る給与改定につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例及び一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、現在、総務政策常任委員会で審議いただいているところであります。

説明は以上です。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部からの説明が終了しました。議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっと参考に。教職員課の職員数ですと何人分ぐらいですか。

○西田教職員課長 職員数が、正職が9,124人ぐらいということでございます。

○中野委員 ちょっと関連して。職員の給与が知事部局とすると、1号とか2号とか高いですよ。そこは、今はどうなってるんですか。

○西田教職員課長 平成26年ぐらいは大分差がありましたけれども、現在、かなり差は少なくなっておりますが、若干やっぱり教職員のほうが、同じ分類でいうとちょっと高いというふうになっております。

○中野委員 県職でいう1号、2号とか、ああいう形じゃなくて、別途に給料表があるわけ。

○西田教職員課長 教育職の給与表が、別に定

められております。

○緒嶋委員 これは、4月にさかのぼって支給されるということですけど、普通、ボーナスは大体12月の10日かな。そうすると、この改正は13日しか可決されんわけですよ。その後、支給の方法はどうなるわけですか。

○西田教職員課長 その後に、差額支給という形です。

○緒嶋委員 ということは、14日以降の給料のときに差額を合わせて支給するということになるんですか。

○西田教職員課長 そのとおりでございます。

○中野委員 先生の給与の、国庫負担率は、どげんなっちゃったですか。

○西田教職員課長 義務教育、小学校の部分なんですけれども、これにつきましては、国が3分の1を出すということになっております。

○渡辺委員長 ほかに議案についてはよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案についての質疑を終了いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○大西財務福利課長 財務福利課でございます。損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告いたします。

平成28年11月定例県議会提出報告書をお願いいたします。

3ページでございます。

1行目になりますが、事案内容は、県立高校生産物異物混入事故でございます。

事案発生日及び事案発生場所であります、発生日は平成28年8月20日土曜日で、発生場所は都城農業高校三股牧場であります。

内容は、都城農業高校三股牧場から抗生物質が混入された生乳が経済連(宮崎県経済農業協

同組合連合会)に出荷されております。

通常、経済連は、タンクローリーのような運搬車で、生産農家を回って集めておりますが、このときも、農家3軒と都城農業高校分の生乳を集めております。そのため、タンクの中で、都城農業から出荷した分と他の農家から集めた分とがまざったことにより、廃棄せざるを得なくなったため、損害が発生したものでございます。

相手方は、宮崎県経済農業協同組合連合会、損害賠償額は95万5,575円、専決年月日は平成28年10月11日であります。

事故の原因につきましては、抗生物質を投与している乳牛の生乳が、出荷用の生乳に混入したものであります。これは、搾乳作業及び出荷作業に従事した職員が、作業マニュアルに沿った確認を怠ったことによるものでございます。

同校につきましては、平成21年度にも同様の事故を発生させているにもかかわらず、今回、また起こしたことを重く受けとめ、検査態勢や職員の研修体制の見直しなど、改めて再発防止策を講じたところでございます。

今後とも、再発防止策を確実に実行するとともに、職員の危機管理意識を高め、同校の生乳の品質管理に万全を期してまいります。

財務福利課は、以上でございます。

○渡辺委員長 報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 今の説明で、抗生物質の入った牛乳を飲んでしまったあとじゃないの。

○大西財務福利課長 まだ原材料の段階でございます。製品になっているわけではございません。

○四本教育長 JAの方が、製品にする場合に、検査をするわけです。そこで引っかけたわけ

です。後で聞いたら、都城農業から取った分だったわけです。ですから、実際に人の口には入ってません。

○緒嶋委員 乳牛に抗生物質を使わにゃならなかった原因は何ね。

○大西財務福利課長 牛が乳房炎にかかっておりまして、その治療のために抗生物質を投与しております。

○緒嶋委員 ということは、乳房炎にかかった牛は、何頭もおったわけ。

○大西財務福利課長 そのときは1頭でございます。

○緒嶋委員 いえ1頭のために95万かかったということですよ。こういうのは、損害が発生するようなことを防ぐため、また、こういうことになった場合の保険的なものはないわけ。

○大西財務福利課長 生乳保険というのがございますが、入っておりませんでした。また、それにつきましては、今後、入る方向で検討しようかと思っております。

○緒嶋委員 やはりこういうことは、不注意というのが一番悪いことじゃけど、こういうことが人間である以上は——これまで2回もあつたわけだ。そうなれば、やはりそういう保険的なもので対応することは、当然必要だと思ってるんです。それは、自動車でも同じことじゃし、何でもであるから。そういうことで、第一に職員に対する指導監督というか、そういうのは十分やっておらんといかんけれど、そういうフォローするものが何かないと。これは、そのまま一般会計から払ったということで——この損害賠償はどこの項目で払ったわけ。

○大西財務福利課長 一般会計ではございませんで、県立学校実習授業特別会計というのがございます。要は、生産物の売り上げで歳入歳出

を組んでる会計がございますけども、特別会計のほうから払わせていただきました。

○緒嶋委員 ちょっと私は勉強不足じゃけど、こういう我々が見る範囲の予算中には出てこんわけ。

○大西財務福利課長 いえ、当然、当初予算、補正予算では計上させていただいております。

○緒嶋委員 それは、どこで計上されておるとか。

○大西財務福利課長 今回のこの補正予算には計上されておられません。通常、当初予算で提案させていただいて……。

○緒嶋委員 どこでかというのは、どこの項目でかということ。

○大西財務福利課長 予算費目は、*補償金及び賠償金っていう費目でございます。

○緒嶋委員 もうおきたことはどうしようもないんですけども、今後、保険的なものを、次年度から対策を立てて。会計から95万も出すようなことは、ある意味もったいないというか、そういうことですので。ぜひ、こういうことが起こらんように。これは、たまたま都城農業高校だったけれど、そのほかの高校でも起こり得る可能性があるわけですよ。そういうことを含めて対策を立ててほしいということを要望しておきます。

○日高副委員長 ちょっとお伺いしたいんですけども。この1匹の牛を隔離すれば、防げた事故だと思うんですけども。学校の先生、それとも、職員以外の方が担当されてた。

○大西財務福利課長 今回の抗生物質の混入した生乳を出荷するに当たって、3つの間違いをしております。

まず最初に、これは、8月20日に出荷しておるんですが、8月18日に乳房炎を見つけまして、

抗生物質を投与しております。そのとき、抗生物質を投与した場合には、それを鑑別するために、まず、連絡ボードというものに記入します。

例えば、5番の牛がなってる。そして、なおかつ牛の足にタグをつけます。それから、今度は搾乳室にも赤い番号札をつけます。この牛はだめですよということ。ところが、抗生物質を投与した職員が、連絡ボードには記入したんですが、タグと足輪をつけ忘れております。ここで最初の間違いがございました。

その次に、翌19日の朝に搾乳したんですけども、これは、別の日々雇用職員の方が搾乳しておりますが、ボードは見たんですけど、足にタグがついてなかったもんですから、そのまま見過ごして搾乳しております。

それから、翌日の20日に出荷したんですが、この出荷をするときに、また臨時の方——これはまた別の方ですけども、出荷するときには検査キットで、いわゆる混入されてないかの最終確認をします。そのときに、20日に検査した職員が、20日の朝にとった生乳のところから検査をしたんです。だから、19日の朝にとって、本当だったらクーラーの中でまざってるんですけど、毎日パイプで送られてくるもんですから、そのパイプの途中から、20日の朝にとったものを検査してしまったと。そしたら、当然、クリーンのが出てきますから、それを勘違いして出してしまったという、3回のミスが起きております。

以上、状況はそういうことでございます。

○日高副委員長 臨時の方とかもシルバーの方で、ちょっともう管理が難しいんじゃないかという方も入ってらっしゃるというような話も聞いてましたので、ぜひ、この管理の体制をしっ

かり整えていただきたいと思います。お願いします。

○渡辺委員長 ほかにありますか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、報告事項に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○金子学校支援監 先ほどの委員会資料3ページをお開きください。

10月の当委員会でお求めのありました全国学力・学習状況調査の結果につきまして、資料を作成しましたので、御説明いたします。

まず、Ⅰの全国学力・学習状況調査における本県の状況と全国上位県との比較についてであります。

本県の状況につきましては、前回の委員会でご報告したところでありますが、本県の状況に加え、小学校で全国1位であった石川県と、中学校で同じく1位であった福井県の状況を載せて資料を作成いたしました。

1の平均正答数の表をごらんください。

(1)の小学校6年生の状況を見ていただきますと、左から3つ目にあります国語Aでは、全国平均が10.9問の正答であり、その下の11.2問が本県の平均正答数で、括弧で示されております中のプラス0.3問が全国との差を示しております。

その下の11.8問が石川県の平均正答数で、全国との差はプラス0.9問となっております。

同様に、国語B、算数A・Bと続き、一番右側の欄に、4教科区分の合計が示してあります。

全54問中、全国平均は35.2問、本県は35.0問で、全国比マイナス0.2問、石川県は38.3問で、

全国比プラス3.1問となっております。

(2)は、中学校3年生の状況であります。全国1位であった福井県の状況を載せております。

一番右側の合計の欄を見ていただきますと、全93問中、全国平均が60.0問、本県は59.0問で、全国比マイナス1.0問。福井県は64.6問で、全国比プラス4.6問となっております。

なお、その下の2の平均正答率のほうは、今、御説明いたしました平均正答数を100点満点に換算して、何点であったかをあらわしたのになります。

続きまして、4ページをお開きください。

そこにありますⅡの正答数の分布状況をごらんください。資料が横向きになります。

このグラフは、前回お示ししておりましたが、横軸が何問正解したかという正答数を、縦軸が正答した児童生徒の割合を示しております。

また、棒グラフが本県の状況を、折れ線グラフが全国の状況を示しており、比較ができるようにしてあります。

今回、グラフの下に、新たにグラフの割合の数を加えております。

例えば、左上にあります小学校国語Aのグラフの横軸の一番右側、15問のところを見ていただきますと、15問全て正解した児童の割合は、下の表を見ますと、本県が11.3%、全国が9.7%であったことがわかります。

このような見方で小学校及び5ページにあります中学校を見ていただきますと、正答数の分布状況は、どの教科区分においても、ほぼ全国と同じような傾向にありますが、全国平均を上回っている小学校の国語Aについては、平均を上回るところの割合が高くなっているものの、その他の教科区分については、上位層の割合が

全国よりも低く、平均を下回るところの割合が、やや高くなっております。

次に、6ページをごらんください。

Ⅲは、全国調査における市町村の状況の資料であります。

表の一番左側の国語Aをごらんください。

市町村の欄にありますA、B、Cのアルファベットは、各市町村を表しております。

一番上にありますAの市町村は、国語Aの平均正答率が91.7で、県内順位が1位、その右側にあります国語Bでは、Aの市町村は、平均正答率が71.3で、県内順位は2位であったことを示しています。

一番右側には、4教科区分の平均正答率の合計が示してあり、Aの市町村は、合計が307.8で、県内順位が1位であったことを示しております。

なお、表中の太線は全国平均を、破線は県平均のラインを示しております。

7ページは、中学校の状況になります。

中学校は、熊本地震の影響で、問題が配布されなかった椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の結果が反映されておられませんので、22市町村の状況になります。

続きまして、8ページをごらんください。

Ⅳの市町村教育長及び校長会への調査結果等の説明と協議についてであります。

まず、1の市町村教育委員会及び市町村校長会に出向いての、説明・協議につきましては、9月28日から11月7日の間に、全ての市町村を訪問し、教育長及び校長に対し、学力の状況について説明し、今後の対策について協議を行いました。

(2)は、使用した資料の一覧表ですが、これにつきましては、別冊として用意しましたので、説明の最後にごらんいただきます。

2の、第2回義務教育の充実を図るための県・市町村連絡協議会についてであります。

10月24日に開催しまして、各市町村の学校教育主管課長等や小・中学校の校長会代表に対しまして、(3)にあります本県の学力の現状と今後の取り組みや、子供の学びを高めるひむかの授業づくり推進事業の取り組み状況等について協議を行い、共通理解を深めました。

また、3のその他にありますように、PTA連合会理事会・女性代表研修会におきましても、全国調査と本県の状況をお伝えするとともに、学校や家庭での取り組みの充実をお願いしたところでもあります。

別冊資料の校長会等への説明資料をごらんください。

1ページからになります。

校長会等への説明資料についてであります。

まず、1ページ、資料①ですが、全国調査における本県のこれまでの状況についてであります。

全国調査が始まった平成19年度からの状況を示しまして、本県の状況は、近年、大変厳しい状況であることを伝えたところでもあります。

次に、2ページ、資料②市町村順位及び全国平均との差の経年比較をごらんください。

これは、サンプルでございますが、各市町村の平成19年度からの順位及び全国平均との差の推移を説明しております。

次に、右3ページの横向きの資料③ですが、9月の決算特別委員会でお示したものでありますが、全小・中学校の全国調査とみやざき学習調査の経年比較を、各学校ごとに資料を作成しまして、配布しております。

次に、4ページにあります資料④をごらんください。

各学校において、①の児童生徒の学力の分布状況を作成するとともに、②の昨年度のみやざき学習調査と本年度の全国調査の学力の分布状況を比較検証し、対策を見直すよう指導を行ったところであります。

次に、右5ページにあります資料⑤ですが、県内の学校・授業で見られることとして、学校を訪問して学力向上に効果のあった事例と改善のポイントを示した資料であります。

続いて、6ページをごらんください。

最後になりますが、各学校で、今後取り組んでほしいこととしまして、3点まとめました。

1つに、先ほどの学力の分布状況と経年変化の把握であります。

2つ目に、「わかる、できるまで教えよう」をキーワードに、チェックポイントに基づく取り組みの定着であります。

3つ目に、授業改善につながる校内研修の改善について指導をし、現在、取り組んでいるところであります。

今後、さらに市町村と一体となった取り組みを進めるとともに、積極的に学校現場へ出向き、実効性のある学力向上対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○飯干学校政策課長 委員会資料の9ページをごらんください。

児湯地区の県立高等学校の再編統合について御報告いたします。

まずは、1の宮崎県立高等学校教育整備計画の考え方について御説明いたします。

(1)の計画策定の背景であります。本県におきましては、中学校卒業者の減少が続いており、平成元年ごろの約2万人から、今後の推計では、平成33年3月には1万人以下になるこ

とが予測されます。

(2)の適正規模についてであります。よりよい教育環境を提供するために、全日制高等学校の1学年の適正規模を4から8学級としております。

(3)の適正規模に達しない場合の対応についてであります。1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等を検討するとしております。

児湯地区の県立高校、高鍋高校、都農高校、高鍋農業高校の3校につきましては、児湯地区の5町から3校への地元進学へ向けて、さまざまな側面から御支援をいただいているところではあります。今、御説明をいたしました整備計画に基づいて、県教育委員会として、子供たちにとってよりよい教育環境を提供するという視点に立ち、全県的なバランスにも配慮しながら、総合的な検討を続けてまいりました。

その検討の結果、2の児湯地区の県立高等学校の再編統合についてにございますように、再編統合の方針を決定し、昨日の教育委員会におきまして、付議・決定をさせていただいたところであります。

(1)の再編統合の方針につきましては、四角囲みの中に3つ示しております。

①にありますように、現在の中学校1年生が受験する平成31年度入試から、都農高校の募集を停止し、高鍋高校に再編統合をいたします。

現在の中学校3年と2年生までは、都農高校の募集をいたしますので、その生徒たちが卒業する平成33年3月に閉校となります。

②にありますように、高鍋高校の再編統合後の学級数や学科等の構成については、既設の学

級数・学科等を基本にしながら、今後の児湯地区の生徒数の動向や、生徒の多様な進路希望を十分踏まえた上で検討し、③にありますように、この募集定員・学科名等については、平成30年7月までに発表予定とします。

続きまして、(2)の再編統合の理由につきましては、4つ示しております。

①にありますように、今後の児湯5町中学校卒業者の大幅な減少であります。

児湯地区は、県内でも中学校卒業者の減少割合が高い地域の一つであります。

平成31年3月における児湯5町の中学校卒業生、現在の中学校1年生は、平成28年3月、ことし3月の中学校卒業者と比較しますと、約130人減少いたします。

②にありますように、児湯地区の3校の定員未充足状況であります。

3校とも、定員未充足が見受けられます。都農高校におきましては、平成25年に募集定員を4学級160名から3学級120名に削減いたしましたが、その後も大幅な未充足が続いております。

ここで、資料10ページをごらんください。

資料10ページには、今説明しました資料1のほうに、中学校卒業生の推計。資料2のほうには、児湯地区5町の児童生徒数の推移、平成31年、現中学1年生のところ。それから、資料3のほうには、児湯地区県立高等学校のこの5年間の入試結果を載せておりますので、ごらんおきください。

9ページにお戻りください。

下から2段目の③にありますように、今後、児湯地区の生徒数減少に伴い、学級数減が進むことになるため、3校をそのまま存続させることは、各学校がそれぞれ小規模化し、生徒同士の切磋琢磨の機会が減少するなどさまざまな課

題が生じ、児湯地区全体の活力が低迷していく可能性があります。

④ですけれども、そこで、児湯地区の高校を2校に再編統合することによって、魅力と活力を向上させ、地元の生徒・保護者の信頼に応え得る教育環境の整備を図りたいということになります。

以上の4点が、再編統合の理由であります。

今回の方針につきましては、児湯地区全体の今後の活性化という観点から、児湯地区5町にも、県立高校を盛り上げて支えていただきたいと考えており、県教育委員会といたしましては、今後とも児湯地区5町と協力した小中高の人材育成の取り組みについて、連携に努めてまいりたいと考えております。

資料11ページをごらんください。

平成28年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして、御説明いたします。

1の表の上の段にありますように、平成28年度の卒業予定者は男女合計で7,282名でありまして、昨年度と比較しますと195名少なくなっております。

次に、就職希望者数につきましては、県内が1,227名、県外が1,012名、合計2,239名であります。

次に、就職内定者数につきましては、県内が922名、県外が837名、合計1,759名となっております。

特に、県内の内定者数は、昨年度と比べて49名増加しております。

就職内定率ですが、県内が75.1%で昨年度比5.5ポイントの増加、県外が82.7%で昨年度比4.9ポイントの増加、全体の内定率は78.6%で昨年度比5.2ポイントの増加となっております。

これは、企業が県内・県外ともに、これまで

より早く就職試験を実施し、早期に内定を出していただいたことに加えて、生徒がしっかりと準備して、就職試験に臨んだことによるものと考えられます。

今後とも、ハローワーク等の関係機関や学校と緊密に連携しながら、就職内定率の向上や県内企業理解の推進に努めてまいりたいと考えております。

○西田教職員課長 12ページをごらんください。

「私を変えた先生との出会い」エピソードについて説明いたします。

1、目的にありますように、このエピソードは、県民の皆様は教育のすばらしさを再認識していただき、県民総ぐるみの教育を推進することを狙いに、7月から9月にかけて募集したものであります。

4、応募数にありますように、小学校低学年から60代の幅広い年齢層から、全217点の作品の応募がありました。

県教育委員会において、特に紹介したい心温まる作品22作品を選び、11月13日日曜日に、県庁講堂にて寄稿者の方々に対しまして、感謝状贈呈式を開催いたしました。

当日、22名の寄稿者のうち、21名の皆様に御出席いただき、その御家族の方34名、また、エピソードにあった恩師の方12名にも参加していただき、感動のある贈呈式を行うことができました。

なお、選出した22作品につきましては、別冊資料、平成28年「私を変えた先生との出会い」エピソード集にまとめておりますので、後ほどごらんください。

今後は、6、今後の活用方法にありますように、県民の皆様は教育のすばらしさを伝えていく貴重な資料として、また、県内の教職員を元

気にし、さらに意欲を高めてもらう資料として、県教育委員会が作成する資料での紹介や、教育ネットひむかへの掲載など、各方面で活用してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○古木スポーツ振興課長 第71回国民体育大会2016希望郷いわて国体の結果についてでございます。

資料の13ページをごらんください。

まず、1の総合成績につきましては、男女総合成績であります天皇杯得点は768.5点となり、順位は39位となっております。

また、昨年最下位でありました皇后杯も、天皇杯同様に順位を3つ上げ、44位となっております。

次に、2の成績の推移につきましては、平成19年度第62回大会からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しております。

参加得点であります400点を除く今大会の競技得点は、368.5点でありました。

その内訳を3の成年少年・男女別競技得点に示しております。

表の中段下の成年・少年の比較にありますように、ことしの国体は、成年が142.5点、少年が226点と、4対6で少年の得点比率が高くなっており、少年競技の活躍が大きい大会となっております。

次に、4の競技種目別では、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

まず、(1)団体競技では、本県の卓球少年男子の国体最高成績となる2位を初め、7競技8種別で入賞がございました。

続きまして、14ページをごらんください。

(2)個人競技では、表の左、競技名の欄の上から2つ目にありますボクシング競技少年男

子の中垣選手と齋藤選手や、表の上から7つ目にごぞいます空手道競技少年女子の八頭司選手の優勝を初め、リオオリンピック直後にもかかわらず出場していただきました水泳競技の松田選手やウエイトリフティング競技の高尾選手の入賞など、11競技49種目で入賞がございました。

今年度は、本体会出場の予選を兼ねた九州ブロック国体が本県で開催されまして、21競技40種目が九州ブロック国体を突破したものの、競技得点の高い団体競技の突破が少なく、危機感を持って臨んだ大会でもございました。

そのような中、「チームみやざき」を合言葉に、監督、コーチ、選手、そして、それを支えるドクターやトレーナーが気持ちを一つにして、最後まで粘り強く戦っていただいたところがございます。

競技団体関係者を初め、応援をいただきました県民の皆様には感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、常任委員会資料の15ページをごらんください。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備について(中間報告)についてでございます。

現在の施設整備の検討状況について御説明いたします。

まず、1、施設規模についてであります。

陸上競技場、体育館、プールについて、施設基準に沿った施設の仕様・規模等について記載しております。

(1) 陸上競技場につきましては、9レーントラック、2万人から3万人規模の観客席、補助競技場などの補助施設、大型映像装置などの附帯設備が必要となります。

他県類似施設からの推計事業費についてですが、これは、体育館、プールも同様であります

けれども、他県の複数の類似施設における建設当時の事業費をもとに、平米当たりの平均単価を求め、施設面積を乗じて算出したものでございます。

陸上競技場の推計事業費は、約150億円となります。この金額は、あくまでも施設本体の建設費であり、土地の造成費や既存施設の解体費などを含んでおりませんので、整備場所によっては事業費が増加あるいは減少する可能性があります。

総面積につきましては、約8万平米の敷地が必要となってまいります。

(2) 体育館につきましては、バスケットボールコート4面程度のメインアリーナ、5,000席程度の観客席、体操練習室などの施設が必要であり、推計事業費は約70億円、約3万2,000平米の敷地が必要となります。

(3) プールにつきましては、50メートル競泳プール、25メートル補助プール、飛び込みプール等が必要となります。

推計事業費は、全て屋内の場合は約140億円、屋外の場合は約20億円、一部屋内の場合は30億円から50億円であり、約1万平米の敷地が必要となってまいります。

次に、16ページをごらんください。

2、競技団体の考え方を記載しております。

(1) 陸上競技場につきましては、宮崎陸上競技協会等に対しヒアリングを実施し、多目的に活用できるスタジアムの整備の要望がございました。

(2) 体育館につきましては、県バスケットボール協会等に対しヒアリングを実施し、多目的に活用できるアリーナの整備の要望がございました。

(3) プールにつきましては、県水泳連盟等

に対してヒアリングを実施し、国際大会の開催できる全屋内型のプールの要望がありました。

整備場所につきましては、いずれの競技団体も、「宮崎市内が望ましい」との意見でありました。

次に、3、市町村の意向調査につきましては、県内全市町村に対して、用地提供など、県と連携した取り組みができないか照会をいたしました。

その結果、陸上競技場につきましては都城市から、体育館につきましては、宮崎市、延岡市、日向市、小林市、西都市から要望を受けております。

プールについては、要望はございませんでした。

次に、17ページをごらんください。

4、整備候補地について記載しております。

(1) 整備候補地の抽出につきましては、県内の都市公園、県有地等を対象に、利用目的や必要最少面積等の条件により、陸上競技場30候補地、体育館42候補地、プール45候補地を抽出いたしました。

次に、(2) 整備候補地の絞り込みをごらんください。

抽出した整備候補地につきましては、災害ハザード、法規制などの整備課題を整理し、整備課題が2つ以上該当する候補地を除外し、整備候補地の絞り込みを行いました。

ただし、県有地や市町村要望地等については、より詳細な調査等を行う必要があることから、整備候補地として残し、その結果、陸上競技場6候補地、体育館17候補地、プール15候補地を整備候補地として整理をしております。

次に、18ページをごらんください。

各施設の整備候補地一覧を記載をしております。

す。

陸上競技場につきましては、現有施設所在地の①県総合運動公園、都城市要望地の③山之口運動公園など、6候補地となっております。

体育館につきましては、県有地や現有施設所在地に加え、市町村の要望地など17候補地となっております。

19ページをごらんください。

プールにつきましては、市町村の要望地はございませんが、県有地や現有施設所在地に加え、既存施設のある運動公園など15候補地となっております。

次に、20ページをごらんください。

5、検討の視点について記載をしております。

今後、整備候補地につきましては、(1)から(3)に記載しております会場の利便性や安全性の確保、将来性、施設基準、経済性など、総合的な視点からさらに検討を進めていくこととしております。

最後に、6、今後のスケジュールにつきましては、本日の中間報告を踏まえまして、今後さらに検討を進め、2月議会(補正)常任委員会において、整備方針案について報告をしたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

その他報告事項についての御説明が終わりました。

きょうは、非常に多岐にわたりますので、ある程度関連を持って質疑を続けていただくと幸いです。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 まず、学力・学習状況調査。今、説明があったように、説明の資料作っていろいろ市町村回ったりしてますけど。これは、こと

しの部分なのか、前から同じことをやっとなんかという話なのか。今、説明があったのは、四本教育長になってから始めましたということではないんですか。

○四本教育長 担当職員が、学校に出向いてというのは去年からやっております。昨年の後期です。ただ、ことしになって、行く人数を少しふやしております。そして、私が直接首長なり市町村の教育長に会ってというのは、9月議会でお話をいただきましたので、この前始めたばかりでございます。

○中野委員 この学校ごとの資料というのは、いつから、ことしからやってるんですか。

○金子学校支援監 作成は、昨年度から始めております。各学校ごとの資料の作成です。配付も、去年いたしました。

○中野委員 9,000人もおる先生を、教育長がなんぼ号令かけてもなかなか行き渡らんですね。要は、校長がやる気かどうかという話ですよ。本当は、やろうと思えば、ここにあるような順番ぐらい、校長先生でできる話でね。

だから、要はここからここまでやってきて、あと、逆に言えば、これをおっかければ担任の先生までたどり着くわけです。5年、6年とか、担任はかわるけれど、どこの時点でどうやったかというのはわかるわけで。ここまでやってきて、共通認識とか、要は、最終的には、教育委員会が一生懸命手を振らんと、校長が頑張らんとかという話。

この間言ったように、いい先生というのは、社会環境とかに関係なしに、全体を引き上げるのがいい先生であって、これは、エビデンスに基づいた話だと思うんだけど。

だから、あとは校長先生。しっかり頑張っておる先生と、頑張っちゃらん先生——と言った

ら悪いかな。そこ辺をしっかりと。やっぱりやる気のある先生を校長に引き上げるとか、そういうことをやらん限りは、いろいろ先生も価値観があるやろうから。

あとは、市町村に聞くと、あんまり詳しいことは頭に入っとらんですわな。やっぱりここ辺も問題意識で。だから、PTAとか、会合でどんどん今出しよるけれど、ぜひ、そういうことで頑張ってください。

○渡辺委員長 この関係でありましたら。いかがでしょうか。

○緒嶋委員 6ページと7ページは、これは、市町村の数が、上は26まで順位がついてるけど、下は22位と。年度は28年度で、全国の学力テストは、西臼杵は地震の関係でできなかったというけど、順位だけは26までついてるといっているのかな。

○金子学校支援監 小学校のほうは、全ての学校が参加できましたので、26になります。中学校のほうは、4地区ほど入りませんでしたので、22ということになります。

○緒嶋委員 それと問題は、Aはすばらしい成績だけれども、市町村の差が、最低との差が物すごくあるわけですよ。これは、校長のやる気とかいろいろ言われたが、これだけ差があるのは、やはり指導者に問題があるということも言われるわけで、この差をなくして、上位のような成績になるようにしなきゃいかんわけですよ。そのための手法というのは、先生の人事異動の面で、何か考えておられるわけですか。

○西田教職員課長 昨年、同じような御指摘をいただきましたので、全県下の中での学力の状況については、我々も把握しまして、その中で、やっぱり常に低いとか下降傾向にあるところを分析しまして、そこについて、市町村また教育

事務所等とのやりとりの中で、強化策、例えば、校長先生の異動とか、スーパーティーチャーとか指導教諭、そういうようなところの配置について、昨年に御指摘いただいたことをもとに、本年度、異動を進めております。

○緒嶋委員 まだ1年目で、その成果が上がったとは言えないかもしれんけれども、そのことは、今後も継続してやらんことには、意味はないと思うんです。

それと、A、C、Bとかいろいろ書いてありますが、ある意味では、ブロック的には、上位の地域というのがあると思うんです。それは言われたとおり、先生やら学習塾の問題とか、いろいろあると思うんです。そういう課題は、先生たちのほうが、これを見れば、どこに問題があるかというのはわかるだろうと。我々は、勘ではどうかなというのはわかるけれど、詳細は専門の皆さん方しかわからんわけであるので。そこあたりを十分配慮しながら人事異動をやらしてもらわんと、この格差を解消するのは、難しいんじゃないかなというふうに思うわけですが、そのあたりはどういうふうに理解されてるんですか。

○西田教職員課長 今言われたようなことは、本当、非常に大切なことでして。やっぱり教師の力が、子供の学力に大きく影響するということもありますので、その点を重要視するのと。

もう一つは、分析する中で、学力が低い原因が、生徒指導上の問題にあったというようなこともありますので、学力をつける先生、また生徒指導で力を発揮する先生、その辺のバランス等も考えながら、配置をしていかないといけないというのが、本年度にあつての課題でありますので、そういう点を考えていきたいと。

○緒嶋委員 特に教育長は、本会議でも、声高

らかに「全国平均以上になるように努力します」と。教育長は、何期されてもいいけれど、一応任期は3年でありますから、その間に全国平均を上回るようにやらしてもらわんといかんわけですので。教育長の思いをそれぞれ幹部の先生方がいかに理解して、努力するかということが一番大切だと思うんですけれども、教育長、そのあたりは十分理解されておるわけですね。

○四本教育長 学力の向上というのは、基本的に、やっぱりやらなければいけないことであると思っております。

それで、9月に御示唆をいただきましたので、まだ二、三カ所でございますが、市町村長ともお会いし、その教育長とも一緒にお話をし。今まで、県の教育長がそういうところに行って、そういう成績の話をするということはありませんでしたので、かなり反応としてはいいのではないかなと思っております。

一つは、首長にお会いして、市の教育委員会の予算的な面のお願いをするということがございます。例えば、市町村によっては、特別に講師を雇って、市町村内の学校でやっていただいている分はありますので、そういうこともお願いできないでしょうかということも申し上げます。

それから、何よりも、お宅の学力・学習状況調査の結果は、県内でここですよということを申し上げて、それは、多分情報としては入っているんだろうと思うんですが、やっぱり「えっ」というような顔もされますし。多分、市町村の中では、教育長からはなかなか首長に言いにくい部分もあると思うんです。それを私がかかわって申し上げるというようなこともあると思います。

そして、教育長もそこに同席をしていただきますから、場合によっては教育長も、やっぱり

これは頑張らないといかんのだというふう
に思っただけの分もあるんじゃないかと。

いろんなことで、各学校単位、校長にはまた
学校政策課なりが出向いて指導することによっ
て、何とか全国平均に追いついていかなければ
いかんと、そう思っております。

○緒嶋委員 特に四本教育長は行政職から行か
れたので、今までの首長さんたちとの関係も密
にあるわけですね。だから、その行政職から
行った強みを発揮しないといかんわけです。そ
れぞれの立場のメリットをいかに生かして学力
を上げるかというのが一番重要だと思うので、
教育長のそういう人間関係を含めた、首長さん
たちとの関係の中で、強力にそのことを進めて、
首長の姿勢をいかに教育に向けるか、人づくり
に向けるかというのが一番重要だと思います。
今後とも、やはり「言うはやすし、行うはかた
し」ということがあるけれど、「言うもやすし、
行うもやすし」というような気持ちで、ぜひ頑
張ってほしいということを強く要望しておきま
す。

○高橋委員 緒嶋委員の質疑と関連すると思っ
たんですが、6ページ、7ページの表に、私は非
常に注目するんです。これは、やっぱり地域間
格差があるなど、表を見て思いました。小学校
の数学Bなんて、1位のところと最下位の差
が、28点ついてますよね。中学の国語Bなん
ていうのは29点。これは非常に憂慮する格差だ
と思います。

だから、おおむね分析されてる点で、例えば、
小規模校を抱える地域が低いとか、そういった
ところを分析されてれば、報告いただきたいと。

○金子学校支援監 小規模の指導が徹底するよ
うな学校で、いい成績を上げてる学校もありま
すが、必ずしもそういう学校が常に高いかとい

うと、子供たちも入れかわると、次の年は下がっ
たりというような形で、一概にいつもいいとか
悪いとかというような形では出てきません。

ただ、その中に、幾らかなかなか向上しない
地域はありますので、そういったところには、
特に今回、重点支援校というような形で、学校
訪問を通じて支援を行ってるところです。

○高橋委員 教育事務所が7つあったころは、
我々から見ても、割と分析しやすかったんです。
あの当時は、例えば西臼杵とか南那珂は、小学
校では割と上位だったはずなんです。ただ、中学校
になると下がってるんです。だから、小学校で
いくと少人数、南那珂なんかは、いわゆる小規
模校を抱えてますから、もちろん西臼杵もそう
ですけど、そういう意味では、割と行き届いた
教育ができてたと思うんです。

ただ、今は、小規模校でも、ちょっとおっしや
いましたけれども、学校によっては高い点数を
とれないところもあるはずなんです。そこはやっ
ぱり、さっきから出る教師力の差が出てるのか
なと思ったりしますので、分析をいろいろして
いただいて。繰り返しますが、教師の力ってい
うのが非常に大きいし、あと、家庭環境だつた
り、地域力ですか。その地域で、いろいろと
学校を盛り上げようっていう地域もありますよ
ね。そういったのをしっかり今から分析されて、
総合的に手だてをしていただきたいと思います。

○濱砂委員 内容を教えてください。例えば国
語Aは、中学校で平均点が91.7で、順位を聞い
たんですが、この地域の中の学校数も、それぞ
れ大小、規模をあわせてあると思うんですが、
学校数のトータルがこれで、この中での差とい
うのはかなりのものが出てきてるもんですか。
この順位ですと、その地域の市町村の中で、
どのくらいの差が出てきてるのかと。

○金子学校支援監 済みません、各学校ごとの点数にかかわることになりますので、明確な数字を申し上げるのは、ちょっとこの場では難しいかなと思います。

○濱砂委員 いや、学校名は必要ないんですが、例えば、Aという地域の学校が何校あるかわからないんですけれども、例えば10校あるとすれば、最上位の学校と最下位の学校が、この順位の差がどのくらい出てきているのかということを知りたいんです。

○金子学校支援監 資料を本日持ってきておりませんので、後ほどお知らせするということがよろしいでしょうか。

○濱砂委員 はい、お願いします。

○渡辺委員長 了解いたしました。

そのほかにございますか。なければ、ほかのテーマでも結構でございます。

○中野委員 関連ですけれど、例えば、小学校の宿題を見ると、立派にプリントしてあります。先生がつくるんじゃないんです。あのプリント代とか、宿題の回数とか、ああいうのは別に決まらなくて、学校ごとにやるわけですか。

○金子学校支援監 各学校で判断して行います。中には、教師間で連携して、そういう出し方を工夫して出されている学校もあると思います。

○中野委員 例えば、A学校の父母さんが、うちの学校の成績はどれぐらいですかとか聞いた場合は、公表は今のところはしてないわな。知る権利もあると思うけど、どうですか。

○金子学校支援監 そういう数値とか順位とかについては、具体的に説明することはできないと思うんですが、大体、例えば、全国平均に対してどうだとかいうような形で、いろんな学校が公表しております。

○中野委員 できないというのは、教育委員会

で決めてる話でしょう。

○金子学校支援監 公表は各学校ごとに、保護者とか、そういう形で公表はしております。

ただ、数値とか順位等をそのまま載せるような公表はしていないということになります。

具体的に、どういう部分に課題があるとか、どういう取り組みを今後進めていきますというように、そういったものを載せて公表するような形になってます。

○中野委員 私が聞きたいのは、全国テストの結果、順位ぐらい知りたいとか聞いた場合に、今、それはできないということやったから、そのできないというのは教育委員会か、各県それぞれに決まるとるわけで。

できないというけれど、ネットを引くと、町村ごとに発表しているところもあるとよ。それは、そこそこの県で決めてる話でしょうって言うてる。

○金子学校支援監 基本的には、全国学力・学習状況調査の実施要領に基づいてやることになるんですが、公表するかどうかにつきましては、各学校については市町村の判断ということになります。

○中野委員 いや、だから、できないって言ったのは、教育委員会で決めとる話で。今後、どこまでじわじわ公表するか、今、教育委員会ごとやけれど、西臼杵と宮崎とかいうぐらいで。これは全然わからんわね。もうちょっとそれを狭めてしていくとか、父兄としては聞く権利もあると思うよ。そういうことも検討してください。

○金子学校支援監 市町村教育委員会ごとの公表もしておりますので、現在、26市町村のうち15市町村が、ことしは公表することになっています。

ただ、先ほど申し上げましたように、点数とか順位とかの公表ではありません。

○中野委員 市町村ごとにもう出してるわけ。それは、どこで出しとるの。

○金子学校支援監 例えば、今ここに市町村の状況の資料がございますが、そういった内容について、例えば、うちの市はこういうところに課題があるとか、こういうところがいいとか、そういったものの公表をしてあります。

○中野委員 私が聞いているのは、順位とかそんなのを公表してるところも、よそはあるけれど、宮崎はあるって言ったら、順位とか点数じゃなくて、今言った課題点だけを公表しているというわけ。ちょっと食い違いとよね。

○金子学校支援監 今おっしゃったように、順位とか点数をそのまま公表しているところはありません。市町村の状況を説明しているということになります。

○中野委員 ネットで調べたら、公表してるところというのが、町村であるわけ。俺も、そこから先は調べんかったけれど、公表しているというのが点数を公表してるのか、今言った課題を公表してるか、そこ辺の違いをまたそっちで調べとってくれんですか。

○有岡委員 違う視点でお話を伺いますが。中学校が若干下がってる中で、例えば、不登校の子供たちというのは、この試験を受けているんでしょうか、お尋ねいたします。

○金子学校支援監 当日に欠席してしまえば、受けられないんですが、基本的に全ての子供たちが対象になります。

○有岡委員 なぜお尋ねしたかといいますと、受けないほうがこの点数が上がってくるとなると。そういうまたゆがんだ発想じゃなくて、やっぱりとにかく受けてもらうことも大事ですし、

不登校で来られない子供たちの学力というの、一つの今後の課題だと思ってるんです。そういった意味では、これの統一したテストの成績も大事ですが、不登校で来ない子たちが3年間を過ごせば、もう卒業して追い出すというような、議場でもちょっとお話がありましたが、そういうシステムでは困ると。義務教育の中で持つべき学力を維持しながら卒業させていくという、その流れがちょっと違いますけれども、そういった努力も必要だと思うんですが、そこら辺のサポート面というんですか、そういったものを各市町村ではやってると思うんですが、県としてはどのように把握してらっしゃるか、お尋ねしたいと思うんですが。

○金子学校支援監 不登校の対応につきましては、それぞれの学校がさまざまな形で工夫して進めておられると思うんですが、例えば、なかなか登校が難しい子供につきましては、家庭訪問をしまして、特別に課題を与えたり、自宅を取り組めるようなものに取り組んでもらったりするとか、あるいは、学校に短い時間でも登校できる子については、別室での指導とかをやっていただいたりしてるということで聞いております。

○有岡委員 全てを学校現場にお願いするわけじゃないんですが、そういった実態もあると思いますので、一人一人の幸せのための義務教育ですので、また御尽力をお願いしたいと思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。

学力がありませんでしたら、ほかのテーマで結構ですので、よろしくお願いたします。

○中野委員 11ページ、内定状況。県内、県外のパーセントが出てないというのは、これは、不親切やわ。

それで、28年度の就職内定者数が出て、去年の、27年度の県内、県外、最終の数字かな。27年度——これは3月。ということは、27年度は県内が51で、県外が49ということで、パーセントを出すとそういうことでいいわけやな。

○飯干学校政策課長 今委員がおっしゃいましたのは、3月末の、今年度に出ました県内の就職率だと思います。それは、ここには出ておりませんが、それは54.8%だったんですが、ここにあります表は、パーセントを載せてないのは、10月現在の内定率ということで、これから県内も県外も出てくるので。

○中野委員 ちょっといい。いや、27年度は、3月卒業になつとるでしょう、卒業生でしょう。27年度、去年ワーストワンとか言われたのは、この就職内定者数のことでしょう。

○飯干学校政策課長 はい。わかりにくい表になってますが、これは、27年度3月卒業の10月段階の比較表になっております。

○中野委員 去年の最終数字は、県内、県外は何%やったんですか。

○飯干学校政策課長 去年の内定率の最終的な数字は、27年度が54.8%、これは、公・私立を含めてになります。一昨年度が54.0、この2つがワーストワンという。

○中野委員 県外じゃないわけか。今のが県内。

○飯干学校政策課長 今のは、県内でございます。

○中野委員 県外は、残りやけれど、何ぼになる。

○飯干学校政策課長 県外は、それを引き算しまして。27年度が45.2ですか。それから、26年度が、県外は46.0と。

○中野委員 だから、10月時点で見れば、ことは、去年よりか県内のほうが1%ぐらい。

だから、こういうときはパーセントを入れてくれんとよ。せっかくつくるのに、あんまりそんなのを出したくないのかなと思うっちゃけれど。

28年で見ると、10月の時点で52と48だから、ちょっと改善してるわね。あとは、残りがどうなるかということで。

○飯干学校政策課長 申しわけありません、あくまで10月現在のということで、これから県内も県外も変わっていくもんですから。パーセントは載せてませんでしたがおっしゃるとおり、この10月段階の県内の内定率は52.4%、そして、27年度が50.6%ですから、1.8ポイント上昇しております。

さらには、26年度は、県内の内定率の10月段階は47.6%ですので、4.7ポイント上昇しておりますが、先ほども申し上げましたように、県内就職が早く決まってる状況もあって、これからまた動きがあるというふうに考えております。

○緒嶋委員 これは、いずれにしても県内就職率を高めるというのは、県政の大きな課題であるわけですね。それが、1年でどれだけ成果が上がるかというのは、なかなか難しいと思っておりますけど。この努力は、産業界を初め、知事部局も教育委員会もですが、今の取り組みをまだ強力に進めていかんことには、宮崎県の人口減少というのもまだ進むわけですから、いかに県内就職率を高めていき、後継者を育てていくか、やはり若い者を定住させるかというのが大きな課題ですので、教育委員会も学校の先生を含め、その体制を今後とも強く進めていただかんと、やはりこの成果はなかなか出てこんのじゃないかと。

というのは、宮崎県の産業そのものが、大規模な企業も少ないわけですから、そういう中で

は相当な課題を抱えながら進んでいただきたいということを強く要望しますが、今の状況を教育長はどう考えておられるんですか。

○**四本教育長** おっしゃるとおりでございます。一生懸命やらないと、全国的にとにかく人手不足、若年労働者不足でございますので、今までに増して県外企業が一生懸命宮崎県から人をとろうという動きがあるわけです。

私も、現場の高等学校へ行って、先生からお伺いすると、もうかなりそういう動きが、以前より大きいという話も聞いております。生徒、それから教師、保護者、これにまず県内の企業というものをよく理解をしていただくとか、いろんなことをやらなくちゃいけないと思っておりますけれども、商工関係、あるいは労働局関係と一緒に連携いたしまして、一生懸命頑張りたいと思います。

○**緒嶋委員** 今度、高岡に日機装が出るというのは、本当にありがたいことでありますし、給与水準を東京当たりの大企業と変わらんように上げれば、県内就職率は相当変わってくると思うんです。初任給なんかの格差があるというのが、やはりまだ県内就職率が向上しない大きな理由の一つにもなっておると思うので。これは、一挙には解決はなかなか難しいかと思っておりますので、今、教育長が言われたようなことを含めて、さらに努力していただきたいということを要望しておきます。

○**渡辺委員長** ほかにありませんか。この件はよろしいですか。

○**緒嶋委員** 児湯地区の県立高等学校の再編・統合についてでありますけれども、昨日に教育委員会を開かれて、最終的に、都農高校は、廃止というか、こういうことはもう決定したというふうに我々は理解していいわけですか。

○**飯干学校政策課長** 昨日の臨時の教育委員会で、同じように説明しまして、また、いろんな、さまざまな審議をしていただきまして、決定ということになっております。

○**緒嶋委員** この決定は、今後覆るといえることはないということですね。そこ辺は、どうなってるわけですか。

○**飯干学校政策課長** はい、ありません。

○**緒嶋委員** その中で、都農町なんか、町長さんの談話なんかを見ると、地域の地方創生を含め、都農町の振興のためには都農高校がなきゃならんのだというようなことを。私は、今言われるのはおくれればせながらという気もするんですけれども、そのことはもう、決定した以上は覆すことはないということで理解していいということでありませぬ。

その中で、こうなったというのは、逆に言えば、私は、都農町にもやはり熱意が足らんかった面もあるんじゃないかなと。というのは、都農町で、都農高校に行く生徒の数というのは、どのくらいのパーセントでもいいし、実数でもいいですが、そのあたり、今までの過去はどうなっておるんですか。

○**飯干学校政策課長** その町の中学生が、都農高校に通うということ。

○**緒嶋委員** 町内の子供が。

○**飯干学校政策課長** ここ3年間は20%を切ってますが、ことしの入学生に関していうと12.4、13に行っていないということになります。

ここ3年間は、都農の中学生が都農高校に行っているのは20%を切っております。

○**緒嶋委員** やはり町内の中学生が、町内にある高校に20%を切るような状況の中で、高校に存続していただきたいということを言われるのも。それであれば、あとの80%は、ほかの川南

とか、日向とか、高鍋から生徒を呼び寄せにやあ定数には達せんわけですね。

そういうことを考えると、今になってそれぐらいのことで、都農高を残してほしいと言われるのは、ちょっとどうかなという気がしますので、教育委員会がそういう決定をされたことは、やむを得んかったのかなという思いもするところではありますが。やはりこれは、もうどうにもならないというところですが、もう今さら。

それと、言われたとおり、生徒数が減るから、児湯郡内でも、高鍋高校、高鍋農業高校にしても、定足数というか、定員に達していないということであれば、これは、もういたし方ない苦渋の選択というふうに理解していいわけですか。

○四本教育長 おっしゃるとおり、苦渋の選択であります。

このままの状況では、どんどん小さな高等学校にならざるを得ません。高等学校としての教育が、ちょっともうできないような規模になってしまいます。

高校を1つ、閉校といいますか、統合するというのは、非常に我々も、厳しい選択でありますけれども、最初に説明をいたしましたとおり、児湯地区5町の子供が、今後、かなり減ってまいりますので、今でももうやっどぎりぎりのラインだと思ってるのが、まだこれから減ってくるわけでございますので、もうちょっとこれは、存続ということは無理だというふうに判断をしたところでございます。

○中野委員 いわゆる国が示してる最低ラインの4クラス、160人。文科省が示してる範囲、これは、各県の教育委員会のいわゆる範疇になっているわけ。

○飯干学校政策課長 適正規模の4から8学級というのは、各県教育委員会のほうで決めてま

して、ただ、全国的にもこの4から8というのが、適正規模として一番多いというふうになってます。

○中野委員 いや、だから、4から8といっても、1クラスの人数で違うじゃん。生徒数でカウントせんと。30人でも1クラスなのか、40人でも1クラスかという話があるじゃろう。

○飯干学校政策課長 国のほうで、1クラスは40人というふうに平成8年度から決まってるんで、その前は42名とか43名でも、1クラスはよかったんですけども、そのときはトータルの数で、多分、募集定員は行ってたと思います。

○中野委員 いや、だから、俺が聞きたいのは、1クラス40人、3人とか30人、そこら辺の判断基準というのは、もう40人を切ったら絶対だめよという話なのか、そこを聞いとるわけ。

○飯干学校政策課長 他県におきましては、1クラスを自分たちで30人とかに決めて——福井県とかは36人ぐらいです。やってる学校もありますが、国のほうで1クラス40人、その倍数に関して、教員の定数がもらえるので、例えば、30人学級としてもいいんですけども、例えば120人、3クラス40人で120人としてもいいんですが、それを3クラス30人とすると、1学年全体が90人になりますよね。それに対する教員の配置が来るというふうになります。

○中野委員 だから、俺が聞いているのは、その範囲というのは、文科省が一応40人と決めとるやろう。福井は30じゃったな。じゃあ、県も30と決めれば、そこまでは合併せんとか廃校にせんとって、その基準は各県で決めるのかって聞いているわけ。

○飯干学校政策課長 各県で決めております。例えば、2クラスの学校とか、鹿児島とか熊本、長崎は、1学年2学級とか1学級の高校もござ

います。

○中野委員 国が4クラスから8クラスの範囲で決めてるのに、その人数で決めると、クラスが30でいいか、40でいいかとかあるじゃろう。だから、国が示してる基準と、あと、クラスを40人で切るか、30人で切るかというのは、各県の裁量になってるということでもいいわけ。

○飯干学校政策課長 そのとおりでございます。

○中野委員 文科省の基準は、何の参考もならんね、縛られるわけじゃないっちゃね。

○飯干学校政策課長 先ほど言いました基準は、各県で決めております。

○西田教職員課長 結局、40人で換算するのは国なんですけれど、要は、それによって教職員の数が決まると。それで結局、40人学級で、うちとしての国に基づいた基準でいくとその人数があって、30人になると、それよりも減ってしましまして、減ってしまった人数で学校を運営しないといけない。そうすると、県立高校の場合ですと、小中学校と違って専門性も高いので、そこに対応できるか否か、そういう判断の上で、やはり40人でのところ、今現在はやっているという状況になっております。

○中野委員 結局、文科省の4クラスから8クラスというのは、別に各県が縛られることはないよねという話でいいわけやな。

○西田教職員課長 そのとおりでございます。適正規模というだけで、限界ではないと。

○緒嶋委員 それと、都農高校の場合は、廃校になる前に、都農町やら都農町の教育委員会と、今のままでは廃校せざるを得ないとかという事前の協議というか、そういうのはどの程度やってこられたですか。ストレートにぽっと、もう廃校ですよというわけじゃなかったと思うんですが。今までのそういう経過というか、その中

で決められたと思うんですけどね。そのあたりの取り組みというか、廃校に至るまでの経過を知らせてください。

○飯干学校政策課長 平成9年度に総合学科に変えたんですが、それから9年間ほどはずっと定員は割れてなかったんですけども、平成18年からちょっと定員割れしてきて、我々も気になったものですから、平成19年、20ですか、プロジェクトを立ち上げて、都農高校の総合学科を何とかしたいということで、手をいろいろ打ってまいりました。

その中でも、やはり少子化が原因していると思うんですけども、定員割れの幅がひどくなりまして、26年度には、もちろん学校も回りますけれども、都農町を7月、12月、3月に3回ほど訪問しまして、このままではやっぱりよくない、危ないですよということは、相談しに行っております。

そして、昨年度、平成27年度に、都農町も入りまして、都農部会を立ち上げまして、年4回開催して、そういったことの協議を続けてまいりました。

○緒嶋委員 その協議の中で、都農町としては、ある意味じゃ失礼な言い方だけど、もうやむを得んかなというようなニュアンスのこともあったんですか。そこ辺は、どうですか。

○飯干学校政策課長 都農部会において、いろんな、PTAとか、学校の先生とか、産業の方も来てもらったんですけども、その方々は、おおむね理解はしてもらったんですが、もちろん都農町は、何とかならないかという意見はございました。

○緒嶋委員 それは、全体的にオーケーというのはなかなか出しにくかったけれど、雰囲気的にはもう仕方ないかなというような、そのムー

ドというか、それは、十分察知しながら今度のような結果になったというふうに理解していいんですか。

○飯干学校政策課長 そのとおりでございます。

○高橋委員 10年来になりますかね、高校再編を議論して。高校再編の議論に私も参加し出したところから、割と宮崎県の方針は、ハードルが高いという印象があったんです。いわゆる適正規模というのを強く基本的に持たれてて。例えば、隣の鹿児島県とか、熊本とか、2クラスでも存続している学校は、——最近になってそれも閉校になったところもあります。例えば、熊本の蘇陽高校ですか、ここは、たしか80人を割っても残ってたと思うんです。たしか閉校しました。

だから、ちょっと見たときに、最終的な県教委の判断として地理的条件は、割と便利かなど。イメージからして高鍋、西都との距離とか。意外と鹿児島は離島もあったり、熊本も、高千穂との境とか、そういったところで、ぎりぎりまで、2クラスでも学校の存続を認めてたというのがあるのかな。その辺のいわゆる閉校の判断の一つに、地理的条件等もいろいろ協議されたのかなというところを伺います。

○飯干学校政策課長 委員がおっしゃるとおりなんですけれども、鹿児島県には島がございます。長崎県も。そういうこともございまして、1学年1クラスとか2クラスという学校が普通にあって。

本県の場合には、4学級以上を適正規模としてるんですけれども、今、3学級まではつくっております。都農高校も3学級です。その中で、それより小さい規模になりますと、本県の場合は離島とかがないもんですから、2クラスにしてしまいますと、生徒同士の切磋琢磨がなくな

るとか、先ほど出ました教員の配置が少なく、日本史、世界史、地理とか、全部の教科が開けないとか、あと、部活動とか、学校行事が活性化できないということがありまして、2クラスということはしておりません。

逆に、同一地区内で活性化するために、先ほどのように、3つの学校を2つにして、より魅力ある学校にするというふうなことを、今現在はやっております。

○高橋委員 おっしゃることは、よくわかります。教育長が、高等学校としての機能、教育的機能とか、専門性のこともおっしゃいました。

ただ、私が申し上げたように、地理的な条件、こういったところは、県内は今からもまた人口は減っていきますから、こういった協議をする場面がまた出てくるかもしれませんけれど、そういった条件の不利なところは、いろんな面で、緩くしてあげるといいですか、慎重になっていただきたい、そのことを申し上げときます。

○有岡委員 P T A等の立場で物を考えるんですが、総合学科というのが、近所の本庄高校にあります、どうしても選択肢の中で、そこが一番いいだろうということで、行ってる子供さんが近所にいるんですが、選択肢が今回のことで狭まるわけです。ですから、今の中学2年、3年生が、今回、どういう形で都農高校に入っていくのか、ちょっと想像がつかないんですけれども。例えば、きのう行われた臨時の教育委員会、この中で、P T A出身の委員もいらっしゃると思うんですが、そういった中では、いろいろ、さまざま意見があったということをおっしゃいましたが、現在の中学生に対するそういう話はなかったのでしょうか。

○飯干学校政策課長 おっしゃられたとおり、さまざまな意見が出て、中学生にとってどうだ

ろうという意見もございました。その中では、やはり新しい学校、規模の、スケールが大きい学校に行くということも、選択肢の一つだろうなという意見がございました。

○有岡委員 この再編の方針でいきますと、平成30年7月に高鍋高校内の募集学科とかを発表するということですから、今の中学1年生の段階では、高鍋高校の中に新しい学科ができるということはわかるわけですね。今の段階で都農高校を目指してらっしゃる子供さんからすると、なかなか厳しい選択を迫られることになったんだろうなと思うんです。

ですから、先ほども、もう都農のほうが諦めのムードがあるという話をされましたが、私が聞いている範囲では、都農町は何とか残してほしいということはおっしゃったと思ってるんです。ですから、わだかまりがないような形で、どう着地点を見つけるのかというのは、大きな課題だと思ってますし、教育委員の皆さん方も、恐らくいろんな立場で、視点で物をおっしゃったと思うんです。これが、今おっしゃるように、もう変わらないにしても、やはり、僕は現場が大事だと思ってますし。先生方の気持ちとか子供さんたちの、今いる在校生も含めてしっかりサポートしていかなければ。どちらかという行政目線で見たと報告書になってますので、現場の子供さんやPTAの皆さん方、ここら辺の視点で見ると、なかなか厳しい判断だったなというふうに思ってます。

これをどうしろというわけではありません。ただ、こういう結論が出たということは承知しましたので、子供さん方が、今いらっしゃる在校生、中学3年生、2年生がこれから都農高校を目指すとするときに、ここら辺の目指そうとする数字が、入学希望が上がってきたというふ

うに聞いてたもんですから、それにくぎを刺したことになるもんですから、大変大きな判断だったなということだけは感じております。

これをどうしようということではありませんが、やはりこういった決断をするときに、やっぱり地元の理解を求めることも、もう一度頑張っていたきたいなと思っております。これは、要望で結構です。

○片寄教育次長(総括) 一部、若干の訂正と、それから補足の説明を申し上げたいと思います。昨年の都農であった部会のところで、先ほど、諦めかけたような雰囲気だったというところも一部にはあるんでしょうけれど、基本的には直近まで、地元都農町のほうは何とか残してほしいということをおっしゃってましたので、そこら辺は、正直なところいろいろやりとりをさせていただきながら、議論をやってきた経緯がございます。

したがいまして、町としてはぜひ残してほしいというのが正直なところだったろうと感じております。

それから、2点目、昨日の臨時教育委員会で、やっぱりこの問題は、すごくさまざまな意見が出たと御説明いたしましたけれども、最終的に、やはり子供たちの教育環境を守ることに尽きるなど。やっぱり切磋琢磨、一定規模の子供たちが集まる学校で、きちりとした教育をやっていくことが、地元の振興にもつながっていく。当然、子供たちがこれからの人生を歩んでいただく上の一番の基礎になるってところが、やっぱり最終的な論点であったんだろうなというふうに感じております。

○渡辺委員長 ほかになければ、私、いいでしょうか。

再編統合の関係なんですが、先ほどの御説明

の中でちょっと欠けていたと思うのが、県教委としての方針を定めた後に、どのような形で都農町に御説明なりがあったのかというのが、先ほどの説明の中では、今回のこの決定に至るまでのところで、ちょっと欠けてたと思うんですが、具体的に教育委員会事務局としての方針決定を、どのような形で現地についてお話を、御説明をされてきたのかというのをフォローいただければと思います。

○飯干学校政策課長 町といろいろ相談をしながらやってきたわけなんですけれども、最終的には、10月の末に直接御相談申し上げたと。もちろん、その途中も、何回も話し合いをしたんですが、10月末に、こういうふうな方針でやっていきたいと考えてますということを、都農町のほうに報告しました。

○川越教育次長（教育政策担当） 補足させていただきます。先ほど、課長のほうから平成26年度から都農町のほうへ説明に行ったということをおっしゃっていただきました。警鐘を鳴らしたというところがございます。このままいくと統廃合になりますよということを、平成26年から常に言ってきたところがございます。

平成27年度に、都農町訪問をいたしました。5月。それから6月、8月、10月、1月と児湯部会を、先ほど申し上げた部会を開いて、各方面の方々に説明を申し上げて、非常に厳しい状況であるということ、説明を申し上げました。

それを受けまして、ことしの3月の時点で、いよいよもうこれは再編統合をしなければならぬという状況の内容の説明をしたところなんですけれども、都農町のほうから、教育長のほうから、もう少し様子を見てくれないかという要望をされました。

それを県教育委員会としても真摯に受けとめ

まして、今年度になって、ある一定の時間までを切りまして、ある程度、条件を申しまして、都農町の都農高校の募集がふえるというような状況があった場合には、再編統合も再考する可能性はあるというような話を年度当初のほうではしておりました。

ところが、10月の時点の結果をいろいろ精査しましたところ、なかなか厳しい状況は変わらないということで、最終的にこのような判断をしたというところがございます。

○渡辺委員長 昨日の教育委員会の場で、正式に方針としての決定がなされたということですが、その方針決定をされたということは、正式に都農町のほうには伝達が済んでいるのか、また、どのタイミングで伝達がなされるのかということと、昨日の教育委員会の会議では、先ほど総括次長からもお話がありましたけれども、最終的には異論はない、どなたも反対はされないという形で意思の決定がされたのかというところの確認をさせていただければと思います。

○飯干学校政策課長 最終的に、委員の方に付議させていただきまして、決定ということになりました。

○四本教育長 恐れ入りますが、昨日の教育委員会は非公開でございますので、反対がいたかどうかということについては、申しわけありませんが、言及できません。

○渡辺委員長 伝達については。

○飯干学校政策課長 都農町への報告なんですけど、この常任委員会の報告の後に、正式に報告いたします。

○中野委員 今、福島高校は何人ですか。

○飯干学校政策課長 福島高校は、1学年3学級で、120人の定員でございます。

○中野委員 それでも存続できてるということ

やな。

○**飯干学校政策課長** 例えば、福島高校に關しましては、厳しい状況はあるんですけども、来年度から中学校を一つにして、連携型の中高一貫教育をするということで、今、策を打つてますので、それをまた見ながら検討していくということになると思います。

○**中野委員** 例えば、福島高校の場合は、応分の何か費用とか、串間市のほうから何らかの形で、学校運営の支援というのかな、そういうのがあるんですか。

○**飯干学校政策課長** 串間市のほうは、自治体のほうから入学支援金ですとか、成績上位者に奨学金とか、そういった支援をいただいています。

○**渡辺委員長** では、ほかのテーマでも結構ですので、ございましたらお願いいたします。

○**中野委員** 本庄高校も、そういう心配しとるわけです。それで、総合学科というのが、——今、総合職とかがはやるけれど、聞こえはいいわけです。教育委員会としては、もう中学校までには進路を決めなさいよというのは、指導してるっちゃんない。そして、高校に入学したときには、総合学科やから一緒に入るわけ。それで、それから2年目に、3つ、科があるわけね。

例えば、ああいう場合に、みんな私はパソコン関係とか、そっちのほうに行きたいって言った場合は、逆に、学校としては振り分けざるを得んわけ。就職のこともあるし、中途半端というか、1年のときは教養みたいなやつでしょう。

今後、もうちょっとそういうのを、私は見直してほしいなど。昔は、本庄高校もいっぱい大学進学して、今、綾町とか、国富町の教育長は、みんな本庄高校出身だったり。普通科があったから、それなりに残ったわけだけれど、何

か総合学科ってようわからん。名前だけは格好いいけれど、中途半端で。ぜひ、そこ辺をまた来年、議論させてください。

○**渡辺委員長** 残りの時間もありません。国体の関係等もありましたら、どうぞ。

○**緒嶋委員** 10年後ですか、宮崎国体があるという、それはもう決定であります。スポーツ振興課長、ことしの国体を見て、10年後に宮崎はすばらしい成績を上げる要素は、これであるわけですか。

○**古木スポーツ振興課長** ことしの結果でございますが、先ほど申し上げましたように、昨年度よりは成績が上がっておりますけれども、10年後に天皇杯を目指すということになりますと、まだまだ課題がたくさんあります。

ことしは東京都が天皇杯をとったわけなんですけれども、開催県の岩手県が、いろいろ震災の関係等もあって、なかなか強化ができずに2位ということでしたが。全部で国体は40種目ございますけれども、やはりそういう優勝するような都道府県は、大体その40のうちの三十五、六種目は入賞しているというのが現状でございます。そういった中で、今回、個人競技は非常によかったんですけども、ことしは11競技49種目の入賞ということで、団体を入れてもまだまだ競技数としては足りないような状況ですが、昨年度に比べますと、非常にそういった入賞する種目もふえてますし、ことし、新たにバドミントンの成年男子であるとか、卓球の少年男子も非常にいい成績でした。国体では点数を取れませんでしたけれども、宮崎工業の水球あたりが、久しぶりに本国体に出まして、相手がちょっと強豪でしたもんですから、点数は取れませんでしたけれども、そういった兆しは幾つか見えてるところでございますので、そういったところ

を、10年後を見据えて、さらに力を入れていきたいなと思っております。

○緒嶋委員 その中で、先生を、指導者をどう育てるかという中で、10年後を見据えたビジョンというか、それを描かないかんわけですが、来年あたりから、そういう国体を見据えた先生の募集というか、採用というのは考えておられるわけですか。そこは、教職員課長。

○西田教職員課長 例年、特別選考枠で、体育の枠を設けまして、種目等をスポーツ振興課と相談しながら決定していくというような形で進めております。

○緒嶋委員 国体が成績万能というのも、それは、いささか問題があると思うけれど、やはり地元でやる以上は、県民に等しく上位を狙って優勝してほしいなという願望はあるわけですよ。それに応えるのが教育委員会であろうし、県民の支援も含めて、そういうことを考えたら、やはりそこ辺を十分考えながら今後の10年間を進んでいかなければ。39位、今、44位という中で、10年後は大丈夫ですということ自信を持って言えることはないだろうと思うんですよ。

だから、来年あたりから、今言われた特別枠をちょっとふやしてでも頑張るといようなことでないと、どうにもならんと思いますが、教職員課長は、特別枠をちょっとふやすという思いはないですか。

○西田教職員課長 ここではっきり言えるかどうかわかりませんが、ただ、教員としての資質、これが一番大切でありまして。そこに兼ね合ってそういう方がいらっしゃれば、それはとるべきであろうし、やはり第一義は教員として、そしてまた、さらに指導者として適切かどうかということの判断の上で進めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 前は、旭化成が、陸上の選手なんかをかなり広くとっておったけれども、沖電気なんかもあったし、いろいろそういうところがあつたけれど、今は、そういう会社がなかなか少なくなってきたので、やはり昭和54年の国体とは条件が違う中で、次の国体を迎えるというのは容易ではないと思うので、そういうことを含めながら、ぜひ、ここは、どうあるべきかという視点で努力してほしいということを要望しておきます。

次に、今度の陸上競技場、体育館、プールの建設であります。これは、候補地がそれぞれ18ページに載っておるわけですが、想定敷地面積というのがあるわけですが、体育館の場合は、3万2,000平米。ところが、今の県体育館の面積は1万5,975。今の体育館は、想定敷地面積からいえば、半分しかないわけですよ。これで、体育館を候補地として挙げておるのはどうということですか。

○古木スポーツ振興課長 今、御指摘がございましたように、はっきり申し上げますと、ここで建てかえをするというのは、現実的に厳しい状況であるんですけども。今回の場合は、陸上競技場もプールも、今、現有的ある所在地については、一応、この段階ではまだ残しておこうということで残しておりますので、現実的にはかなり厳しいかなというのが本当のところでございます。

○緒嶋委員 それなら、これは候補地ではないというふうに認識していいわけですね。

○古木スポーツ振興課長 2階建て、3階建てとか、また、構想的なものでつくとすると、まだ可能性もゼロではないかもしれませんが、現実的には非常に厳しいかなというふうに認識しています。

○緒嶋委員 それと、候補地というか、それぞれ市町で挙げておられるわけですが、私のところにと手を挙げたところと、私のところは土地まで提供しますからとか、いろいろあって、備考にちょっと書いてありますけれども、「要望あり」とかぐらいではどうにもならないと思うんですけれども。本当に真剣にこれに取り組んでおる、そのあたりの差があるわけですか。地元の、町村の熱意というか、そのあたりはどう理解されていますか。

○古木スポーツ振興課長 要望があるところにつきましては、やはり本当にそういった気持ちを持って要望していただいているというふうに思っております。今ありましたように、県のほうとまたこれから具体的な、こういった役割分担をしていくかということについては、詰めてまいりたいと思っておりますけれども、こういう要望があるということには、間違いがないと認識しております。

○緒嶋委員 それと、次の議会あたりで絞り込んで決めるというのは、どっかに書いてありますが、それくらい事務的には、進捗することですか。

○古木スポーツ振興課長 今、ここに候補として、陸上競技場が6、体育館17、プールが15ということで、まだまだ絞り込みが十分になされていない中間の状況でございますけれども。それぞれの施設については、機能であるとか、安全性とか、将来性、経済性で、それぞれの施設についてのカルテというのを詳細に調査しまして、内部的にはかなりいろいろな段階で絞り込みは行っておりますが、今回、表に出すという段階では、精査がもう少し必要だということで、まだ今回はこういう状況ですが、年度末に向かって、できるだけ絞り込みをして、お示

しできるようにしたいと思っております。

○緒嶋委員 その場合は、建設費を含めて、県病院のようなでたらめな試算をしてもらっちゃ困るわけじゃが。そこ辺は、かなり信頼性のある試算をしてもらわんと、我々としても対応の仕方が、どうしていいかわからないということのないようにやってほしいと思いますが、そのあたりはどうですか。

○古木スポーツ振興課長 今回、お示ししているこの数字につきましては、まだ確定しているものではございません。ここに書いてありますように、場所がまず確定しておりません。土地の造成費とか、既存の施設があれば、それを取り壊す解体費も必要ですし、こういった構造でつくるか、こういった材質を使うのかによってもかなり違ってきますので。大体の箱物としての大まかな目安でございますが、今後は、今おっしゃいましたように、これはまだ、建設費のデフレーター、例えば資材とか労務にかかわる変化係数、そういったもの等々も踏まえながら、慎重にこの数字については、施設整備案を出すときには出していきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、それぞれ宮崎市内の整備が望ましいという意見があったというようなことも書いてありますが、やはり全県的な視点も考えながら配置を決めていただかんと。スポーツ施設では、全国を回って、宮崎だけに一極集中している施設というのは、宮崎県ぐらいです。それだから、そこ辺も十分配慮しながら、結論はもう結論として出していただかにかいかわけじゃけれど、十分配慮していただきたいということも要望しておきます。

○高橋委員 具体的にはまだこれからだということだし、今の段階で言えること、言えないことはあるでしょうけれど、いわゆる競技団体の

要望があるでしょう。ここは全面新築でというのが、恐らくあると思うんです。ただ、その要望を全て聞けるかどうかというのは、それは疑問がつくわけで。

ただ、今、説明を聞いた段階で思ったのは、体育館とプールは、これはひよっとしたら新築なのかなという気もしたりして。その辺の方針というのは、まだそこも決めてらっしゃらないんですね。

○古木スポーツ振興課長 基本的には、陸上競技場、体育館、プールも、できましたのが昭和40年代でございまして、国体ということの基準というので、今、ここを基本に考えておりますけれど。国体基準を除いたとしても、もう老朽化がかなり進んでおりまして、国体基準にこの3つを考え合わせて整備をするとなると、基本的にはやはり3つともやりかえないと厳しいのかなというのが現状でございまして。それぞれ財政の状況もありますので、今後はそれを詰めていきたいと思っておりますけれども、そのあたりの状況というのは、十分踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

○高橋委員 それでも、陸上競技場は木花ですよ。あれだけの施設で、いろんな附属施設とか駐車場もひっくるめて、あそこはいいですよ。津波のことがいろいろと出てきましたけれど、しかし、避難のときのところをしっかりと対策をとっておけば、私はいいのかなと思ったりして。

ただ、おっしゃってました陸上競技場は、宮崎国体のときの建設だから、もう耐えられないということですが、改修で、附属、——トラックが9レーンですか。こういったところもできるんじゃないかと思うんですけど、もし木花にするときには、全面改修なんですか。

○古木スポーツ振興課長 今おっしゃいましたように、見た感じではまだ使えるという状況もあるんですけども、あと10年後になりますと、もう約60年近くになりまして。走路はともかくとして、その下の土台になる部分とかはかなり傷んでおりまして、そういった走路等をやりかえるとなると、基本的には、今の木花をもし整備するとすれば、やはりやりかえる必要があるかなというのがありますし。

あと、陸上競技場を木花につくるというときも、今の陸上競技場を壊してそこにつくるのか、そこをやりかえるのか、あるいは違う、駐車場に新たに、新しい別のものをつくるのかということも、運動公園候補になってますけれども、今、両方を考えているところであります。

といいますのが、今の施設も、プロ野球等のキャンプが来たときに、やはりあの陸上競技場があるということが非常に大きいわけでありまして。例えば今のメインをサブグラウンドにして、もう一つ新設するという方法も。そうすると、補助グラウンドについては、もうそのままでもいいということにもなりますし、いろいろなそういったこともシミュレーションしながら、検討もしているところでございます。

○高橋委員 ちょっと、理解できないところもあるみたい。いわゆる土台がというのは、地べたが老朽化するわけじゃないですよ。

○古木スポーツ振興課長 タータンのゴムの下は、セメントというか、それになってまして、その下に、例えば電気時計等の配線等もあったりして、そこでふぐあいが出たりというのが、現状です。陸上の関係者からも常に出ておられて、10年後に本当に使えるのかということも、実際にあるということも現実でございまして。

○高橋委員 素人から見て、それをやりかえた

ほうが安くつくような気がするんです。だから、今あるやつをできるだけ金をかけないでやる方法もあるんじゃないかなと思ったんですが、専門的なところから見たときには、そうじゃないんですね。まあ、いいです。

それで、可能な限り国体も、今度の質問でも出てましたよね。将来の国体のあり方というのが、ひょっとしたら変わるだろうって。いわゆるトップアスリートから見ても、国体に対する魅力がだんだん落ちてきてるというのもあったりして。2巡目を回ったところから、もうがらりと国体の体系も変わるんじゃないかと言われてますし、私は、可能な限り現有施設を活用した、そういう進め方をしてほしいなということを申し上げておきます。

○渡辺委員長 よろしいですか。

ほかに国体はございますでしょうか。

○中野委員 延岡の松田選手、もう引退されたけど、やっぱり彼を何とか宮崎に残して、コーチとして使うような方法。どこか企業でコーチをして、何億の話なら別やけれど、何らかの形で活用するような、スイミングクラブを支援したりとか、そういうのをやっぱり考えるべきだと。これは、要望でいいですけど、もったいないよ。いや、本当よ。よその県のほうに行かれても。一応、強い要望でお願いします。

○渡辺委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、その他報告事項についての質疑は以上といたします。

その他で何かございますでしょうか。

○大西財務福利課長 1件訂正をお願いします。緒嶋委員のほうから、賠償金の費目についての御質問に対しまして、補償金及び賠償金って言っ

たんですけれども、補償・補填及び賠償金の間違いでございました。済みません、訂正させていただきます。

○渡辺委員長 その他はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時38分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより委員会の最終日に行うということになっておりますので、8日、あす採決を行うこととし、再開時刻を13時10分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたしました。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。

では、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時39分散会

平成28年12月8日(木曜日)

午後1時7分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		緒	嶋	雅晃
委員		中	野	廣明
委員		高	橋	透
委員		有	岡	浩一
委員		濱	砂	守

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	木	下	節	子
政策調査課主幹	西	久	保	耕史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め御意見がございましたら、お願いしたいと思います。必要に応じて休憩もとりたいと思います。議案に関してということです。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、ありませんので、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第4号、第6号、第9号、第10号、第18号から第21号及び第24号について、原案のとおり

り可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号、第6号、第9号、第10号、第18号から第21号及び第24号について、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時12分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見はございませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後1時12分休憩

午後1時18分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、今、休憩中にいただきました御意見を参考にしつつ、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

次に、閉会中の委員会についてであります。

御意見を伺いたいと思います。1月26日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見・御要望はありませんでしょうか。

きのう、休憩中等も含めていただいた意見をもとに準備を進めておりますので、それによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、1月26日の閉会中の委員会につきましては、昨日来いただいている意見をもとに、正副委員長に一任をいただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 暫時休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時23分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

特にほかにございませぬでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時23分閉会